

境川流域総合治水対策協議会及び引地川流域総合治水対策協議会 合同会議

日 時：令和5年3月24日（金）14:00～

場 所：Web会議（Zoom）

次 第

1. 開 会

2. 挨拶 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課長

3. 議 題

- 1) 設置要領の改正について
- 2) 流域治水プロジェクト（案）について
- 3) 取組事例集（案）について
- 4) 今後のスケジュールについて
- 5) その他（国の動向など）

境川流域総合治水対策協議会及び引地川流域総合治水対策協議会
合同会議

【配布資料リスト】

- 資料 1 - 1 境川流域総合治水対策協議会規約 改正 (案)
- 資料 1 - 2 引地川流域総合治水対策協議会規約 改正 (案)
- 資料 2 - 1 境川水系流域治水プロジェクト 更新 (案)
- 資料 2 - 2 引地川水系流域治水プロジェクト 更新 (案)
- 資料 3 - 1 境川水系流域治水プロジェクト取組事例集 (案)
- 資料 3 - 2 引地川水系流域治水プロジェクト取組事例集 (案)
- 資料 4 今後のスケジュールについて
- 資料 5 - 1 流域治水対策等の主な支援事業
- 資料 5 - 2 国土交通省の令和5年度予算概要 (水局)
- 資料 5 - 3 流域治水施策集
- 資料 5 - 4 特定都市河川浸水被害対策法の概要について

境川流域総合治水対策協議会設置要領

(協議会の設置)

第1条 流域の急激な都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい境川において、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、流域の開発計画、土地利用計画等の調整を図りつつ、流域の持つ保水・遊水機能の適正な維持、確保等の総合的な治水対策を講ずるため、境川流域総合治水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は境川流域総合治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため次の所掌事項を行うものとする。

- 1 境川流域整備計画の実施に関する協議。（ただし、流域水害対策計画策定後は、所掌事項から削除する。）
- 2 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定と実施、流域治水の計画的な推進に関する協議。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 座長は、必要があるときは、協議会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、協議会の協議事項について、あらかじめ協議を行い協議会の円滑な運営に資するものとする。
- 4 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課長とする。
- 5 幹事会の座長は、必要があるときは幹事会に2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

第5条 協議会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会の座長は、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の協議事項に応じて、必要な関係部局からなる作業部会を設置し、協議会の協議事項について、専門的調査、検討を行う。
- 3 作業部会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課河川調査グループのグループリーダーとする。
- 4 作業部会の座長は、必要があるときは作業部会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び作業部会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほかは、協議会にはかり、定めるものとする。

附 則 この要領は、昭和55年11月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年8月30日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年11月19日から施行する。

附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年3月26日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年9月13日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年3月 日から施行する。

境川流域総合治水対策協議会

別表 1

○ 印は座長

- 東京都 : 総務局総合防災部長
都市整備局都市づくり政策部長、都市基盤部長
建設局企画担当部長、河川部長
- 町田市 : 下水道部長、政策経営部長、防災安全部長
北部・農政担当部長、道路部長、都市づくり部長
- 横浜市 : 政策局長、総務局危機管理室長、環境創造局長
建築局長、都市整備局長、道路局長、教育長
- 相模原市 : 危機管理局长、環境経済局長、都市建設局長
- 鎌倉市 : 共生共創部長、市民防災部長
まちづくり計画部長、都市景観部長、都市整備部長
- 藤沢市 : 企画政策部長、防災安全部長、経済部長
計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長
下水道部長
- 大和市 : 市長室長、政策部長、環境施設農政部長
街づくり施設部長
- 神奈川県 : 暮らし安全防災局防災部長
環境農政局総務室長、緑政部長、農水産部長
県土整備局都市部長、道路部長、○河川下水道部長
建築住宅部長、教育局総務室長

以上46名

境川流域総合治水対策協議会幹事会

別表 2

[] は座長、○印は各都市の窓口を示す。

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
東 京 都	総務局 都市整備局 〃 建設局 〃	総合防災部：計画調整担当課長、防災対策課長 都市づくり政策部：土地利用計画課長 都市基盤部：施設計画担当課長 河 川 部：○中小河川計画担当課長、防災課長 総 務 部：計画担当課長
町 田 市	下水道部 政策経営部 防災安全部 経済観光部 道路部 都市づくり部 〃	○下水道経営総務課長 企画政策課長 防災課長 農業振興課長 道路政策課長 都市政策課長、土地利用調整課長 開発審査担当課長、公園緑地課長
横 浜 市	政策局 総務局危機管理室 環境創造局 〃 建築局 〃 〃 〃 都市整備局 道路局 〃 〃 教育委員会事務局	政 策 部：政策課担当課長 危機管理室危機管理部：防災企画課長 政策調整部：政策課みどり政策調整担当課長 農 政 部：農政推進課長 下水道計画調整部：下水道事業マネジメント課長 企 画 部：企画課長、都市計画課長 建築防災課がけ狭あい担当課長 建築指導部：建築企画課長 宅地審査部：宅地審査課宅地企画担当課長 企 画 部：企画課長 計画調整部：企画課長 道 路 部：維持課長 河 川 部：○河川企画課長 総 務 部：教育政策推進課長
相 模 原 市	危機管理局 環境経済局 〃 都市建設局 〃 〃	危機管理課長 農政課長、森林政策課長、水みどり環境課長、 公園課長 まちづくり推進部：都市計画課長、開発調整課長 建築審査課長、市営住宅課長 土木部：道路計画課長、○河川課長、下水道経営課長
鎌 倉 市	共生共創部 市民防災部 まちづくり計画部 〃 都市景観部 都市整備部 〃	企画課長 総合防災課担当課長 市街地整備担当課長、深沢地域整備課担当課長 都市計画課担当課長 都市調整課長、開発審査課長、みどり公園課長 道路課長、○下水道河川課長 農水課担当課長

区分 組織名	幹 事 会	
	部 局 名	職 名
藤 沢 市	企画政策部 防災安全部 経済部 計画建築部 都市整備部 道路河川部 下水道部	企画政策課長 防災政策課長 農業水産課長 建設総務課長、都市計画課長、開発業務課長 都市整備課長、公園課長、みどり保全課長 ○河川水路課長 下水道総務課長
大 和 市	市長室 政策部 環境施設農政部 街づくり施設部	危機管理課長 総合政策課長 農政課長、○下水道・河川施設課長 街づくり総務課長、街づくり計画課長
神 奈 川 県	くらし安全防災局 環境農政局 " " 県土整備局 " " " " 教育局	防 災 部：危機管理防災課長 総 務 室：企画調整担当課長 緑 政 部：森林再生課長 農水産部：農地課長 都 市 部：都市計画課長、都市整備課長 都市公園課長 道 路 部：道路企画課長 河川下水道部：[河港課長]、防災なぎさ担当課長、 砂防課長、下水道課長 建築住宅部：住宅計画課長、建築指導課長 藤沢土木事務所長、厚木土木事務所東部センター所 長 厚木土木事務所津久井治水センター所長 横浜川崎治水事務所長 総務室管理担当課長

以上 90 名

引地川流域総合治水対策協議会設置要領

(協議会の設置)

第1条 流域の急激な都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい引地川において、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、流域の開発計画、土地利用計画等の調整を図りつつ、流域の持つ保水・遊水機能の適正な維持、確保等の総合的な治水対策を講ずるため、引地川流域総合治水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、引地川流域総合治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定、流域水害対策計画の策定と実施、流域治水の計画的な推進に関する協議を行うものとする。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部長とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 座長は、必要があるときは、協議会に委員以外の者の参加を求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

- 3 幹事会は、協議会の協議事項について、あらかじめ協議を行い協議会の円滑な運営に資するものとする。
- 4 幹事会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課長とする。
- 5 幹事会の座長は、必要があるときは幹事に2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

第5条 協議会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会の座長は、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の協議事項に応じて、必要な関係部局からなる作業部会を設置し、協議会の協議事項について、専門的調査、検討を行う。
- 3 作業部会の座長は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課河川調査グループのグループリーダーとする。
- 4 作業部会の座長は、必要があるときは作業部会の構成員以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会、幹事会及び作業部会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほかは、協議会にはかり、定めるものとする。

附 則 この要領は、昭和55年11月7日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 3 年 2 月 26 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 3 月 日から施行する。

引地川流域総合治水対策協議会

別表 1

○ 印は座長

- 藤 沢 市 : 企画政策部長、防災安全部長、経済部長
計画建築部長、都市整備部長、道路河川部長
下水道部長
- 茅ヶ崎市 : 市民安全部長、建設部長、都市部長、下水道河川部長
教育総務部長
- 大 和 市 : 市長室長、政策部長、環境施設農政部長
街づくり施設部長
- 海老名市 : 市長室長、財務部長、まちづくり部長
- 座 間 市 : 市長室長、企画財政部長、都市部長、上下水道局長
- 綾 瀬 市 : 市長室長、経営企画部長、都市部長、土木部長
産業振興部長
- 神 奈 川 県 : 暮らし安全防災局防災部長
環境農政局総務室長、緑政部長、農水産部長
県土整備局都市部長、道路部長、○河川下水道部長
建築住宅部長、教育局総務室長

以上 37 名

引地川流域総合治水対策協議会幹事会

別表 2

[] は座長、○印は各市の窓口を示す。

組織名	幹事会	
	部局名	職名
藤 沢 市	企画政策部 防災安全部 経済部 計画建築部 都市整備部 道路河川部 下水道部	企画政策課長 防災政策課長 農業水産課長 建設総務課長、都市計画課長、開発業務課長 都市整備課長、公園課長、みどり保全課長 ○河川水路課長 下水道総務課長
茅ヶ崎市	市民安全部 建設部 都市部 農業委員会事務局 下水道河川部 教育総務部	防災対策課長 道路管理課長 開発審査課長 農業委員会事務局長 ○下水道河川建設課長、下水道河川管理課長 教育施設課長
大 和 市	市長室 政策部 環境施設農政部 街づくり施設部	危機管理課長 総合政策課長 農政課長、○下水道・河川施設課長 街づくり総務課長、街づくり計画課長
海老名市	市長室 財務部 まちづくり部	危機管理課長 企画財政課長 ○下水道課長、都市計画課長
座 間 市	市長室 企画財政部 都市部 上下水道局	危機管理課長 企画政策課長 都市計画課長 ○下水道施設課長
綾 瀬 市	市長室 経営企画部 産業振興部 都市部 土木部	危機管理課長 企画課長 農業振興課長 都市計画課長、 ○下水道課長
神奈川県	くらし安全防災局 環境農政局 " " 県土整備局 " " " 教育局	防災部：危機管理防災課長 総務室：企画調整担当課長 緑政部：森林再生課長 農水産部：農地課長 都市部：都市計画課長、都市整備課長 都市公園課長 道路部：道路企画課長 河川下水道部：[河港課長]、防災なぎさ担当課長 砂防課長、下水道課長 建築住宅部：住宅計画課長、建築指導課長 藤沢土木事務所長 厚木土木事務所東部センター所長 総務室管理担当課長

以上 54 名

境川水系 流域治水プロジェクト【位置図】 (案)

R3.9策定
R5.3更新

～ 流域の市街化が著しい都市河川における流域治水 ～

令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、境川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/10¹(時間雨量約60mm)の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



- ### 被害対象を減少させるための対策
- 沿川における区域区分、用途地域の設定
 - 災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制・移転の誘導
 - 水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
 - 農地における保水・浸透機能を高める取組
 - 土地区画整理事業等における水害リスク低減の取組 等

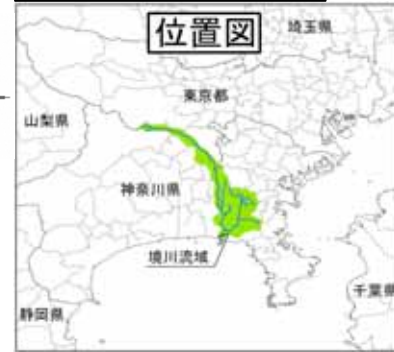
- ### 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ハザードマップの改良、周知、活用
 - 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置更新
 - 水位計・河川監視カメラの増設及び管理
 - タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
 - 防災教育や防災知識の普及
 - 避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
 - 要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
 - マイ・タイムラインの取組推進
 - 水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
 - 公共施設等の耐水化
 - 移動式排水設備(排水ポンプ車等)の整備・運用
 - 水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消 等

- ### 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- 護岸整備、河道拡幅、河道掘削、洪水調節施設整備
 - 下水道等による雨水排水施設、雨水貯留施設の整備
 - 下水道施設の耐水化
 - 持続可能な施設能力の維持(既存遊水地の長寿命化対策、河道内の堆積土砂の撤去等)
 - 校庭貯留施設の管理
 - 自然地の保全、森林の整備
 - 雨水貯留浸透施設の設置促進や管理による河川への流出抑制の取組
 - 一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置を義務付け
 - グリーンインフラを活用した公園・緑地の整備
 - 雨水浸透阻害行為の指導
 - 急傾斜地崩壊防止施設の整備
 - (「いのち」と「暮らし」を守る土砂災害対策) 等

境川水系の管理区分
 ・境川(本川) : 神奈川県、東京都
 ・支川(宇田川、平戸永谷川) : 横浜市
 ・その他の支川 : 神奈川県



鶴沼東部1号貯留管(藤沢市)



凡例

- 流域界
- ▲ ■ 洪水調節施設(実施済)
- 雨水貯留施設(実施済)
- 下水道施設(新規)

¹ 東京都管理区間は年超過確率1/20(時間雨量概ね65mm)に対応した洪水調節施設を含む
 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。
 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。

○ 境川では、都、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
 【短期】 河川における対策として、洪水調節施設（風間遊水地、境川金森調節池、境川木曾東調節池、境川中流第三調節池（仮称））を整備し、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、順次河道掘削を進める。
 【中期】 相鉄橋梁架替や柏尾川新規遊水地を完成させ、新たな洪水調節施設の整備に着手する。また、引き続き、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、順次河道掘削を進める。
 【中長期】 引き続き、狭窄部等の護岸整備・河道拡幅や河道掘削を進めるとともに、洪水調節施設の完成を目指す。
 あわせて、流域の市街地率が7割を越えてなお市街化が進行している状況を踏まえ、内水被害軽減対策（雨水貯留施設の新設等）及び市街化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制する雨水貯留浸透施設整備の推進等の流域における対策、タイムラインの活用等のソフト対策を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道拡幅、河道掘削	神奈川県 東京都、横浜市	境川(神奈川県管理区間)、柏尾川 相鉄橋梁架替完成 境川(東京都管理区間)		
	河道拡幅 河道掘削	横浜市	阿久和川(橋際橋～村下橋)、いたち川(紅葉橋～神戸橋) 和泉川、いたち川、舞岡川、阿久和川、宇田川、平戸永谷川		
	護岸整備、河道拡幅(準用河川)	横浜市 鎌倉市	舞岡川(右支川合流～道岐橋) 風間遊水地完成 新川(河道整備) 柏尾川新規遊水地完成		
	洪水調節施設整備	神奈川県 東京都 横浜市	境川(神奈川県管理区間)、柏尾川 境川(東京都管理区間) 境川金森調節池・境川木曾東調節池取水開始 境川中流第三調節池(仮称)取水開始 遊水地(舞岡川・和泉川・阿久和川・宇田川・宇田川第二・平戸永谷川)		
	ポンプ施設の整備 雨水貯留施設の整備	横浜市 藤沢市 町田市	栄第二水再生センター第4ポンプ施設の整備 (仮称)柏尾川右岸雨水幹線、飯島雨水調整池の整備 (仮称)鵜沼東部雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備 戸塚、笠間ポンプ場の再構築 新設道路整備に伴う雨水貯留施設の整備		
	校庭貯留施設の管理	相模原市	校庭貯留施設の管理		
	グリーンインフラを活用した公園・緑地の整備	横浜市	雨水浸透機能を持つ公園・緑地等の整備		
	雨水浸透阻害行為の指導	流域都県・6市	境川特定都市河川流域内の法規制によるもの		
	被害対象を減少させるための対策	沿川における区域区分、用途地域の設定	横浜市	浸水の恐れのある地域については、原則として新たに低層住居専用地域の指定は行わないなど、用途地域の選定にあたり考慮する。	
「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から除外		相模原市	立地適正化計画において、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から除外		
土地区画整理事業等における水害リスク低減の取組		鎌倉市	深沢地域整備事業(計画規模1/100の降雨で浸水しない造成工事)		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県、東京都、横浜市、鎌倉市	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	流域都県・6市	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



※流域都県・6市
神奈川県、東京都、横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、大和市、町田市

令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、引地川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、以下の取り組みを実施していくことで、年超過確率1/10(時間雨量約60mm)の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・護岸整備、河道拡幅、河道掘削、洪水調節施設整備
 - ・下水道等による雨水排水施設、雨水貯留施設の整備
 - ・防災調節池、浸透ます、浸透管の整備
 - ・透水性舗装の整備
 - ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置を義務づけ
 - ・雨水浸透阻害行為の指導
 - ・急傾斜地崩壊防止施設の整備
- (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)等

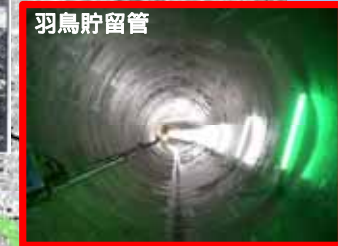
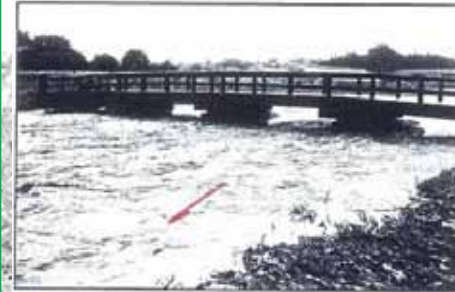
被害対象を減少させるための対策

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- ・避難情報の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・橋梁の流失防止対策

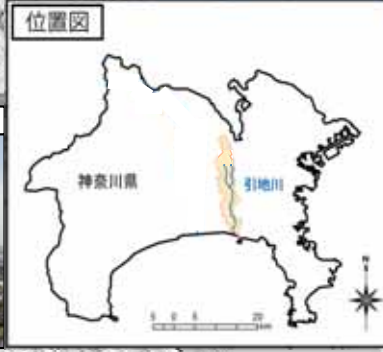
昭和51年9月 台風17号 (藤沢市 大庭鷹匠橋(旧北の谷橋)付近)



凡例

- 流域界
- 指定区間
- 雨水貯留施設(実施済)

具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。藤沢市計画分の貯留施設については、現在見直し中のため図示していない。



○ 引地川では、流域水害対策計画に係る浸水被害対策をベースに、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】 河川における対策として、下土棚遊水地に引き続き、上流の新規洪水調節施設整備に向けた検討に着手する。また、引地川と蓼川の合流点付近の護岸整備・河道拡幅を完成させるとともに、順次河床掘削を進める。

【中期】 引地川・蓼川合流点付近上流区間の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、引き続き河道掘削を進める。また、新規洪水調節施設の用地取得および工事に着手。

【中長期】 引き続き、引地川・蓼川の上流部の護岸整備・河道拡幅を進めるとともに、新規洪水調節施設の完成を目指す。

あわせて、流域の市街地率が7割を越えてなお市街化が進行している状況を踏まえ、内水被害軽減対策（雨水貯留施設の新設等）及び市街化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制する雨水貯留浸透施設整備の推進等の流域における対策、タイムラインの活用等のソフト対策を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道拡幅	神奈川県	中流部(引地川・蓼川藤沢市域)		護岸整備・河道拡幅の完了箇所から順次実施
	護岸整備、河道拡幅	神奈川県	上流部(引地川大和市域、蓼川綾瀬市域)		
	流下能力を向上させる河道掘削	神奈川県	引地川の河道整備と合わせて実施		
	洪水調節施設整備	神奈川県			
	準用河川における河道整備	藤沢市、綾瀬市	準用河川(一色川)		
			準用河川(比留川)		
	下水道等の排水施設・雨水貯留施設、排水機場等の整備	藤沢市			
	防災調節池、浸透ます、浸透管の整備	神奈川県、流域6市	引地川流域水害対策計画に基づく公共対策として推進		
	一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留施設等の設置義務づけ	神奈川県、流域6市	引地川特定都市河川流域内の法規制によるもの		
被害対象を減少させるための対策	土地の水災害リスク情報の充実	神奈川県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新(神奈川県)		
	避難体制等の強化	神奈川県、流域6市	大規模氾濫減災協議会における取組方針の設定		

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

流域6市：藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

流域治水プロジェクトの取組事例集 (境川流域)

(境川流域総合治水対策協議会)

境川水系においては、「境川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、時間雨量約60mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、橋梁架替、洪水調節施設等）を進めている。

河道整備の一例

実施状況

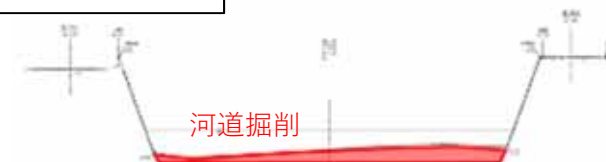


平面図

施工状況



整備イメージ



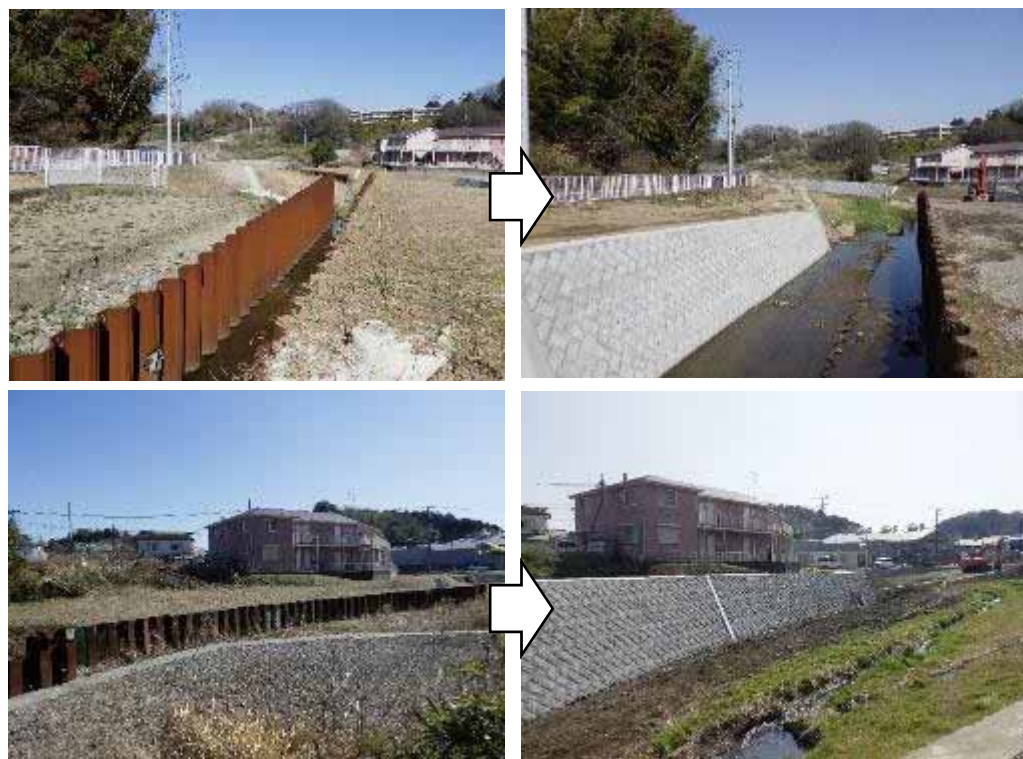
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	[Progress bar from Short-term to Mid-long-term]		

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県、東京都、横浜市

境川水系準用河川舞岡川においては、時間雨量約50mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、準用河川改修事業等により河道整備を進めている。

実施状況

平面図



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	横浜市	—————▶		

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
横浜市、神奈川県

境川水系においては、「境川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、東京都管理区間は年超過確率1/20（時間雨量約65mm）の規模の洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、橋梁架替、洪水調節施設等）を進めている。

実施状況

境川金森調節池

【施設概要】

貯留量：約15.1万m³
（25mプール約500杯分）
形 式：地下箱式

工事状況（R5.2末）



完成イメージ



完成イメージ（断面）

境川木曽東調節池

【施設概要】

貯留量：約4.9万m³
（25mプール約164杯分）
形 式：地下箱式

工事状況（R5.2末）



完成イメージ



完成イメージ（断面）

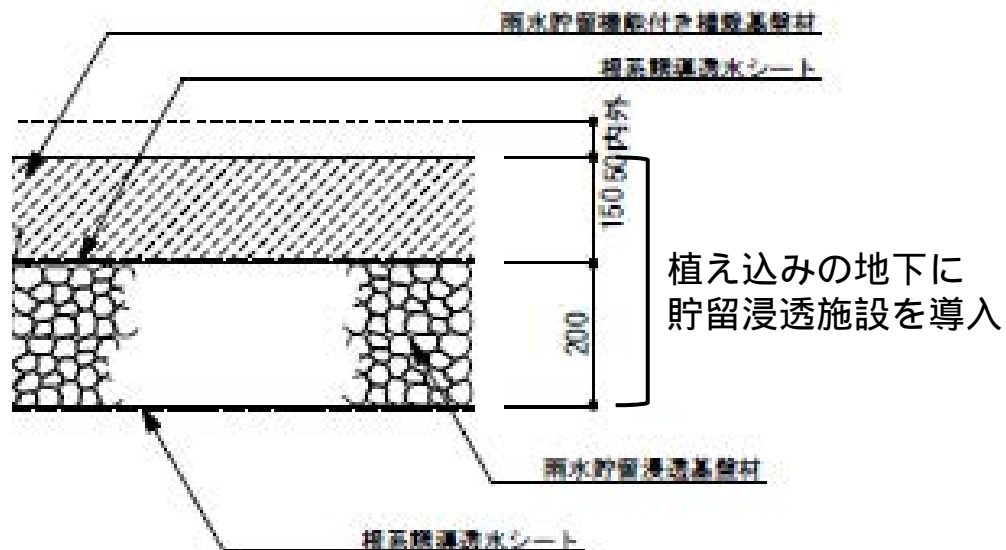
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
洪水調節施設整備	東京都			

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
東京都、神奈川県、横浜市

公園等の再整備等に合わせて、植え込みや舗装の地下に砕石層等の貯留浸透施設を導入し、雨水の貯留・浸透機能を高める改良工事を実施している。

実施状況

断面図



状況写真



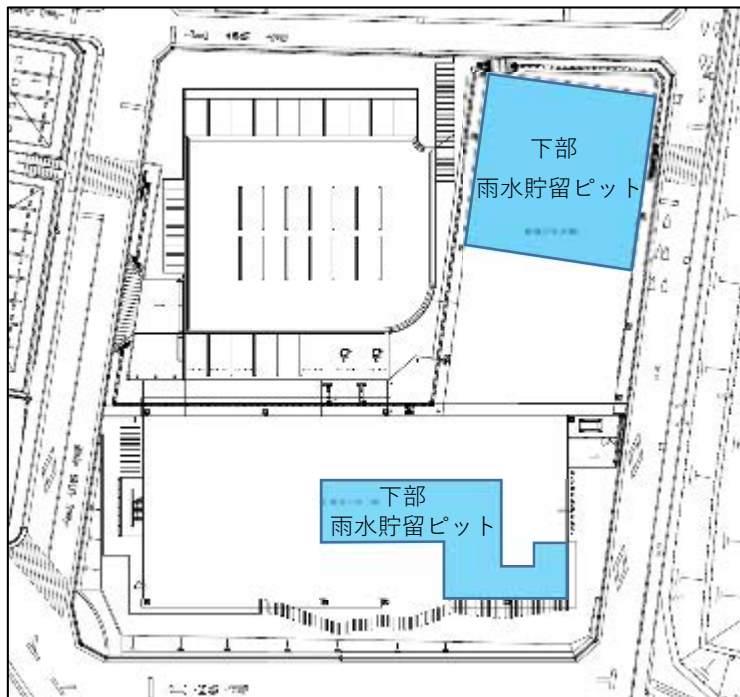
流域の雨水貯留機能の向上 【雨水貯留施設の整備】

氾濫をできるだけ
防ぐ・減らす
ための対策

一定規模以上の開発行為等に関して雨水貯留施設の整備を義務付けている。
宅内の雨水排水について雨水貯留施設を介して排出することにより、雨水管への放流量の抑制および
平準化を行い、降雨時の市街地における雨水管への負荷を低減するもの。

実施状況

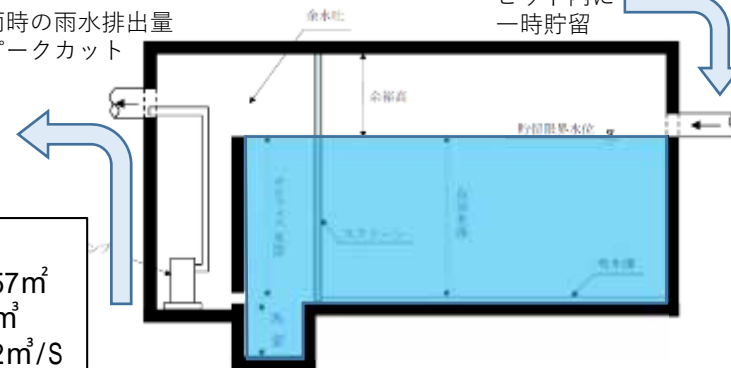
配置図



整備イメージ

ピット内雨水を少しずつ
雨水管へ放流
↓
降雨時の雨水排出量
のピークカット

宅内雨水を
ピット内に
一時貯留



【施設概要】

- 敷地面積 : 3645.57㎡
- 貯留量 : 325.5㎡
- 放流量 : 0.0072㎡/S

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
雨水排水施設の整備	藤沢市	▶		

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
藤沢市、横浜市、町田市

東京都環境局の森林再生事業にて、約21haの民有林を2009年度～2011年度に1回目の間伐作業、2012年度～2014年度に枝打ち作業を行いました。2021年度～2023年度の3カ年で2回目の間伐作業を実施中です。この事業により、山地災害の防止や水源涵養機能等の向上が見込まれます。

実施状況

町田市相原町字大地沢作業区域



整備前



整備後



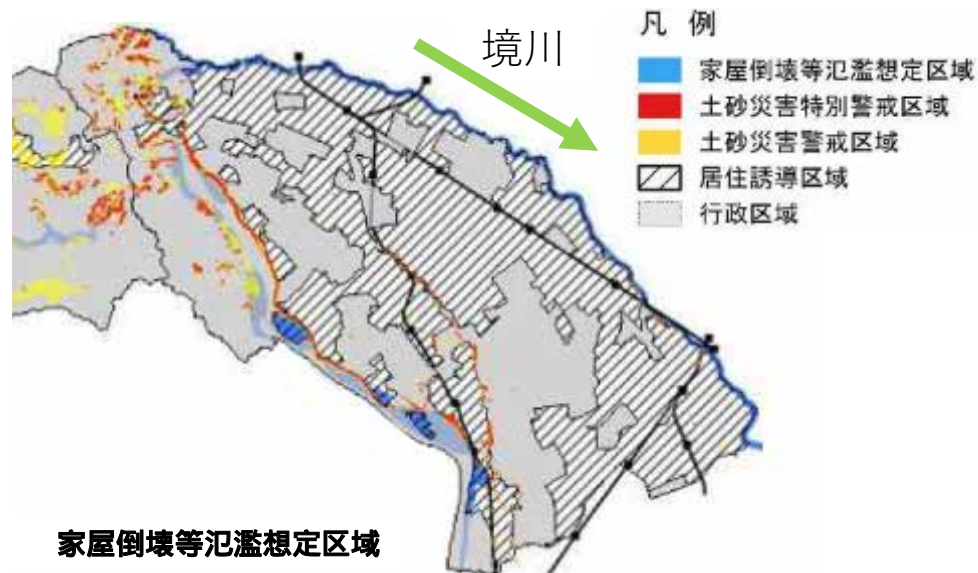
対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
森林の整備	町田市・受託者 (東京都・委託者)	25年の協定期間中に間伐を2回、枝打ちを1回実施		

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
町田市

相模原市では、全国的に、人口減少や超高齢化を見据えたまちづくりが必要とされる中、さまざまな課題に対応するため、新たなまちづくりの指針となる「相模原市立地適正化計画」を令和2年3月策定しました。
「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から除外

取組内容

立地適正化計画のイメージ



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	相模原市	▶		

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
相模原市、鎌倉市、藤沢市

神奈川県

避難体制等の強化 【洪水浸水想定区域の看板設置】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

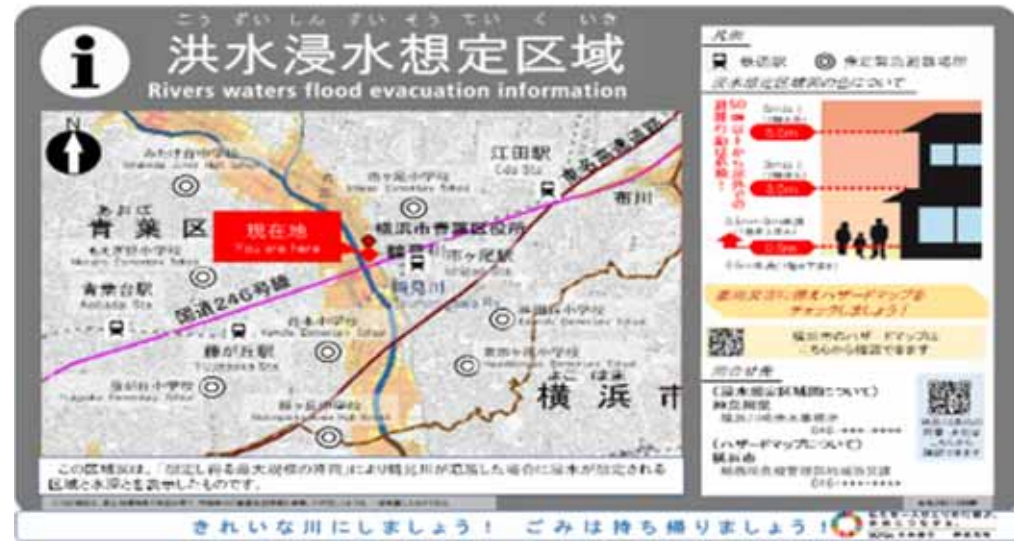
神奈川県では、住民の自主的な避難を促すソフト対策の一環として、洪水浸水想定区域を周知するため、浸水が想定される県管理河川に、看板の設置を進めている

取組内容

設置状況



洪水浸水想定区域の看板事例



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県			

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

今後、公表までに見直しを行う可能性があります⁹。

避難体制等の強化 【危機管理型水位計の設置】

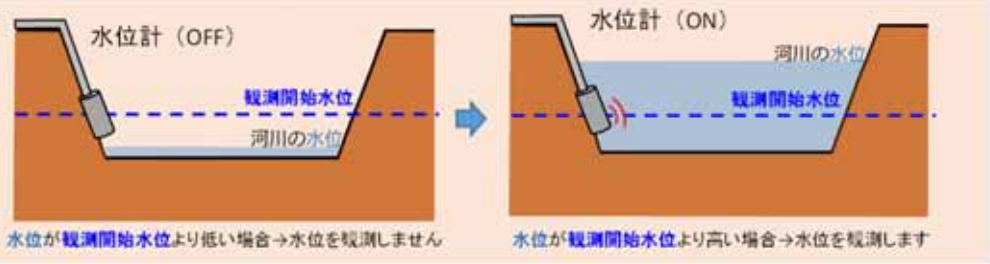
被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるように、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

取組内容

危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



県ホームページから水位状況を確認することが可能



危機管理型水位計の設置事例



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県	▶		

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

今後、公表までに見直しを行う可能性があります。

避難体制等の強化 【水位計・河川監視カメラの増設及び管理】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

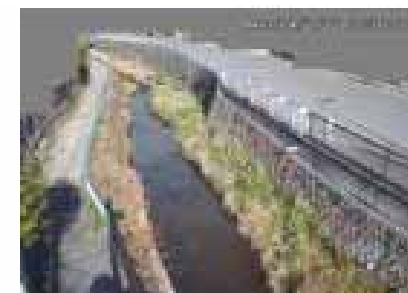
鎌倉市では、住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、河川監視カメラ及び水位計を市内の河川5箇所を設置し、出水時の水位観測により河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置しています。

取組内容

準用河川小袋谷川、準用河川砂押川、準用河川神戸川、準用河川新川、普通河川滑川に河川監視カメラ及び水位計を設置しています。



河川監視カメラ画像
(準用河川砂押川)



平常時の様子

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
水位計・河川監視カメラの増設及び管理	鎌倉県	▶		

境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
鎌倉市、東京都、横浜市

毎年、都保有の排水ポンプ車の操作訓練を実施

- 都職員による排水ポンプ車の操作方法等の説明
- 水防管理団体職員による排水ポンプ車操作訓練

取組内容

配備台数

○10建設事務所で1台ずつ保有し、計10台配備

特徴

○毎分5 m³の排水が可能な水中ポンプを2台積載

○水中ポンプは、軽量で簡単に持ち運び可能



都が主体となり、水防管理団体職員による操作訓練を実施



境川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
東京都

流域治水プロジェクトの取組事例集 (引地川流域)

(引地川流域総合治水対策協議会)

引地川水系においては、「引地川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、時間雨量約60mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、洪水調節施設等）を進めている。

実施状況

河道整備の一例

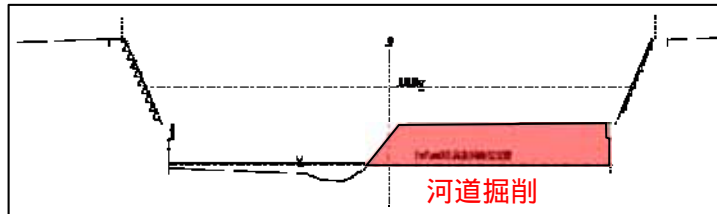
整備箇所



- 【凡例】
- 整備済みの区間（～R4）
 - 今後の整備区間（R5～）
 - 他事業による整備区間

時間雨量50mmの暫定河道で整備中

整備イメージ



整備前



整備後



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	神奈川県	—————▶		

引地川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

引地川水系においては、「引地川水系河川整備計画（平成27年4月）」に基づき、時間雨量約60mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備等（河道掘削、護岸整備、洪水調節施設等）を進めている。

実施状況

下土棚遊水地

平面図



整備状況



【施設概要】

面積 : 約 1.4 ha
洪水調節量 80 m³/s
洪水時に毎秒80m³を貯留
貯水容量 : 約 4.6 万 m³

横断図



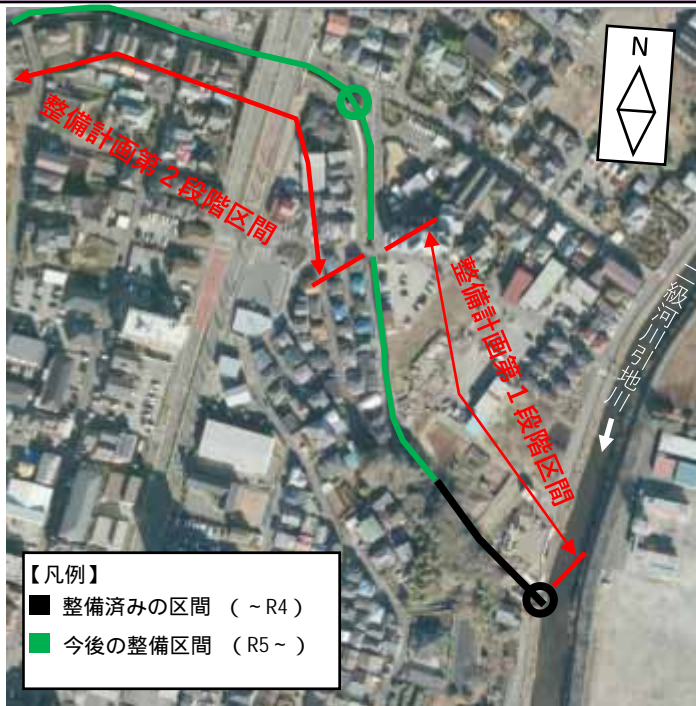
対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
洪水調節施設整備	神奈川県			

引地川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

一色川は、二級河川引地川の流域の一部であることから、「引地川水系河川整備計画」(平成27年4月 神奈川県)と整備水準を合わせ、時間雨量約60mmの降雨による洪水を安全に流下させるため、河道整備(河道掘削、護岸整備等)を進めている。

実施状況

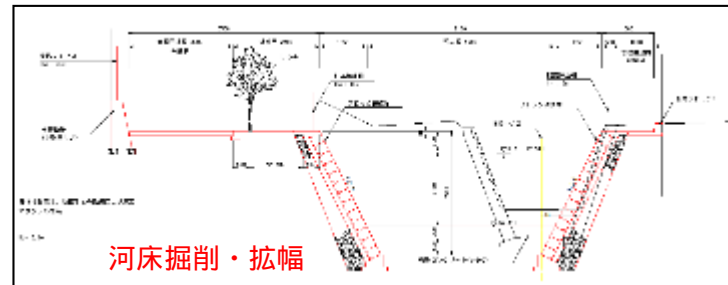
平面図



施工状況



整備イメージ



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
河川改修事業による河道整備	藤沢市	▶		

引地川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
藤沢市、綾瀬市

雨水の有効利用及び貯留による河川等への流出抑制を目的として、雨水貯留槽（雨水タンク）購入に掛かる費用の一部を助成している。

今後は、本制度の内容や目的を広く住民へ周知することで雨水貯留槽の購入を促進して流域の雨水貯留機能を向上させていく。

実施状況

直近3か年に設置された雨水貯留槽の容量（単位：L）

年度	R2年度		R3年度		R4年度	
	引地川	境川	引地川	境川	引地川	境川
No.1	240			250		500
No.2	250		250		50	
No.3	250		200			200
No.4	120		120			200
No.5	140		100		200	
No.6		140		240		500
No.7	100			150		115
No.8	250		120			
合計	1,350	140	790	640	250	1,515
	1,490		1,430		1,765	

本制度開始からの現在までの累計容量 約99,000L（平成13年度～令和4年度）
近年では年度末を待たず、予算額到達により受付を停止している状況である



雨水貯留槽設置例

藤沢市では、防災・福祉・医療・子育て・商業・環境・交通・住宅などの様々な課題、現状施策を踏まえたうえで、少子超高齢社会等への対応や今後も安定的な都市運営が求められる中で持続可能なまちづくりを進めていくとともに、藤沢市都市マスタープランで定めた将来都市構造の具現化に向けた取組をさらに推進することを目的に、平成29年3月に立地適正化計画を策定した。

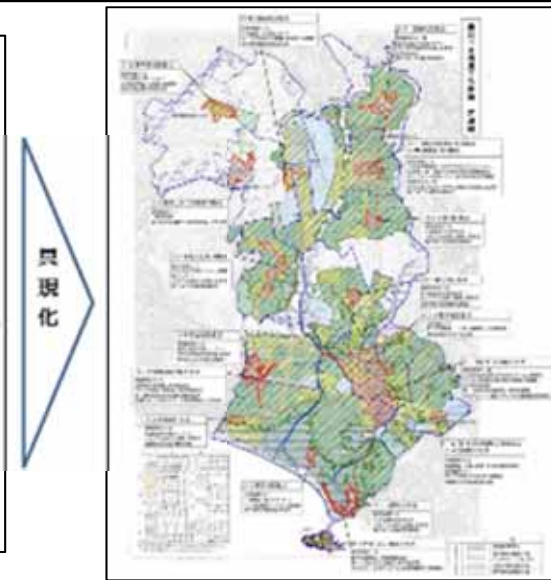
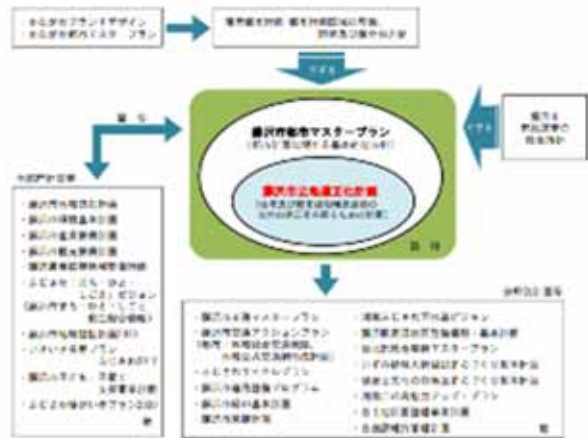
近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化している中、災害ハザードエリアにおける防災対策・安全確保策などを定める「防災指針」の作成等に取り組んでいる。

取組内容

まちづくりの方針

『市民の誰もが、住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる、少子超高齢社会等に向けた持続可能なまちづくり』

都市構造：・コンパクトな都市構造の核となる6の「都市拠点」
・市民の身近なまちづくりの単位としての13の「地区拠点」
・それら拠点を結ぶ、交流・連携の骨格となる「交通体系」



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	藤沢市	[Progress bar spanning all three periods]		

引地川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
藤沢市、大和市、海老名市

避難体制等の強化 【危機管理型水位計の設置】

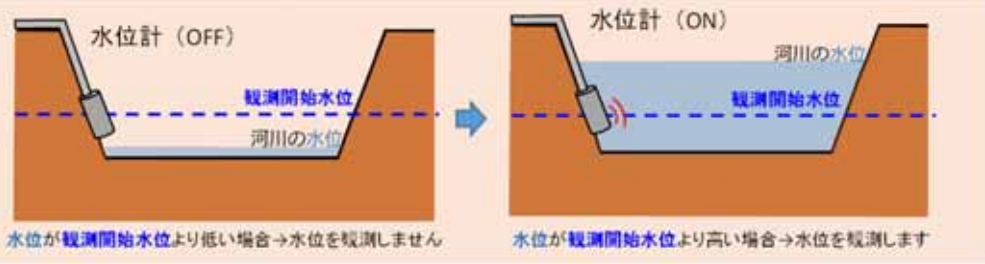
被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

住民の適切な避難判断のための水位情報提供を目的に、これまで水位計の無かった箇所でも水位把握できるように、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を設置することで、出水時の水位観測により避難体制の強化を図る。

取組内容

危機管理型水位計とは

- ・ 洪水が発生した際に、河川周辺の住民の皆様が避難する際に、役立てていただくために設置する水位計。
- ・ 河川が未整備のため注意を要する箇所や、学校や病院など、重要な施設が周辺にある箇所に設置。



県ホームページから水位状況を確認することが可能



危機管理型水位計の設置事例



対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
危機管理型水位計・簡易河川監視カメラの設置	神奈川県	▶		

引地川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
神奈川県

避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、
早期復旧・復興
のための対策

マイ・タイムラインとは、洪水などの災害が発生した際に、「いつ」「何をするのか」を整理した個人の防災計画であり、住民一人ひとりがとる防災行動を時系列で整理し、あらかじめ取りまとめることで、避難判断のサポートツールとして役立つものである。

綾瀬市では、市内の各地区で実施される自主防災訓練や、中学生への防災講座等により、マイ・タイムラインや洪水浸水ハザードマップなどの説明を実施している。

取組内容



マイタイムラインの説明資料や記載例



中学生への防災講座の状況

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	綾瀬市			

引地川流域において、上記と類似・同様な取組を実施している自治体
綾瀬市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市

今後のスケジュールについて

資料 4

【時 期】

【実施内容】

令和3年3月

引地川水系流域治水プロジェクトの公表

令和3年9月

帷子川水系、大岡川水系、境川水系、酒匂川水系流域治水プロジェクトの公表

令和4年3月

田越川水系、金目川水系、葛川水系、森戸川水系、早川水系
流域治水プロジェクトの公表

当面の公表予定である11水系について「流域治水プロジェクト」の公表が完了

令和5年3月1日
～3月15日

■流域治水協議会幹事会（二級水系）

- ・流域治水プロジェクト及び規約の時点更新（案）の作成
- ・事業間連携に向けたアンケート調査（水路管理者・下水道管理者のみ）

令和5年3月23日
24日

■流域治水協議会（二級水系：4ブロックに分割してWeb会議）

- ・流域治水プロジェクト及び規約の更新（案）の公表に向けた調整
- ・取組事例集の公表に向けた調整 等

令和5年3月末

■流域治水プロジェクト等の公表【ホームページ公表】（記者発表なし）

令和5年度以降も継続的にフォローアップを実施していく

本県における流域治水の取組状況

参 考

No.	水系名	協議会構成団体	協議会設立状況	PJ公表状況
一級水系 3水系 / 全3水系				
1	多摩川	国、東京都、神奈川県、山梨県、31市町村	既存協議会	当初令和3年3月30日 更新令和4年3月31日
2	鶴見川	国、東京都、神奈川県、4市	既存協議会	当初令和3年3月30日 更新令和4年3月31日
3	相模川	国、神奈川県、山梨県、24市町村	令和2年8月19日	当初令和3年3月30日 更新令和4年3月31日
二級水系 11水系 / 全23水系				
1	引地川	神奈川県、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	既存協議会	令和3年3月30日
2	境川	神奈川県、東京都、横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、大和市、町田市	既存協議会	令和3年9月22日
3	帷子川	神奈川県、横浜市	令和3年3月26日	令和3年9月22日
4	大岡川	神奈川県、横浜市	令和3年3月26日	令和3年9月22日
5	酒匂川	神奈川県、小田原市、秦野市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、国	令和3年3月26日	令和3年9月22日
6	田越川	神奈川県、逗子市	令和3年6月25日	令和4年3月30日
7	金目川	神奈川県、平塚市、秦野市、厚木市、伊勢原市、大磯町、中井町、国	令和3年8月13日	令和4年3月30日
8	葛川	神奈川県、平塚市、秦野市、大磯町、二宮町、中井町	令和3年8月13日	令和4年3月30日
9	森戸川	神奈川県、小田原市、大井町、松田町	令和3年10月28日	令和4年3月30日
10	山王川	神奈川県、小田原市	令和3年10月28日	令和4年3月30日
11	早川	神奈川県、小田原市、箱根町、国	令和3年10月28日	令和4年3月30日

流域治水プロジェクトの策定状況

R5.3.23時点

凡 例

策定済み(1級水系)

1級水系 ①多摩川水系

②鶴見川水系

③相模川水系

【3水系策定/全3水系】

策定済み(2級水系)

2級水系 ①引地川水系

②帷子川水系

③大岡川水系

④境川水系

⑤酒匂川水系

⑥田越川水系

⑦金目川水系

⑧葛川水系

⑨森戸川水系

⑩山王川水系

⑪早川水系

【11水系策定/全23水系】

※ 残りの水系については、流域自治体からの要望や河川整備計画の策定状況等を踏まえ、適宜追加していく予定。



流域治水対策等の主な支援事業

令和4年4月

流域治水の推進に向けた
関係省庁実務者会議

内閣府・金融庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環境省

流域治水対策等の主な支援事業

※建政順にて記載。令和4年4月時点

内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細(HP)
利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化 利水ダム等における事前放流の更なる推進 農業水利施設の活用 利水ダムの事前放流の強化 利水ダム等における事前放流の更なる推進	特別交付税措置	事前放流に伴う損失補填	二級水系の河川管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)	総務省	河川管理者	https://www.mlit.go.jp/page/content/001379033.pdf ※P4参照
	直轄	国営かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/vosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-143.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-25.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-36.pdf
	補助金	水利施設等保全高度化事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/i/g_biki/hoivo/21_01_00_045001001.html
	補助金	水資源機構かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等	農林水産省	独立行政法人(水資源機構)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-52.pdf
	補助金	農村地域防災減災事業	洪水調節機能の強化に資するため池整備等	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/vosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-96.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-65.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-183.pdf
	補助金	利水ダム治水機能施設整備費補助	利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う事業	国土交通省	利水ダム設置者(民間事業者、地方公共団体、公営企業局等)	https://www.mlit.go.jp/river/dam/dam_risui.html
	税制特例	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置(固定資産税等)	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置(固定資産税等)	事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする	国土交通省	民間事業者等(民間事業者、地方公共団体、公営企業局等)
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全 水田の貯留機能向上 農地の保全	補助金	農業競争力強化農地整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/
	補助金	農地中間管理機構関連農地整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/
	補助金	中山間地域農業農村総合整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index2.html
	交付金	農地耕作条件改善事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/i/nousin/keiku/noutiseibi/
	交付金	多面的機能支払交付金	水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)を推進する活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen_siharai.html
	直轄	国営農用地再編整備事業	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	直轄事業	https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/vosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-120.pdf
	交付金	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した農業者団体等	http://www.maff.go.jp/i/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html
交付金	多面的機能支払交付金	水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)を推進する活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen_siharai.html	

森林の浸透・保水機能の発揮	補助金等	森林整備事業	森林の水源涵養機能(洪水緩和機能)の発揮等を目的とした、森林所有者等や国立研究開発法人森林研究・整備機構の実施する間伐等の森林整備やこれに必要な路網整備	林野庁	地方公共団体	http://www.rinva.maff.go.jp/i/seibi/zourinkaku/shinrinseibi/aramashi.html
	補助金等	治山事業	荒廃溪流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	林野庁	都道府県	https://www.rinva.maff.go.jp/i/tisan/tisan/con_3.html
農地等の貯留機能の活用	税制特例	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置(固定資産税・都市計画税)	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6とする。	国土交通省	土地所有者	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf
雨水貯留浸透施設 ・貯留・浸透機能を持つ施設の整備 ・既設の調整池、池沼又は溜め池の改良	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	特定都市河川流域において、浸水被害の防止のための雨水貯留浸透施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf ※詳細については、担当課にお問い合わせください。 (担当:国土交通省 水管理・国土保全局 治水課)
雨水貯留浸透施設	特別交付税措置	特定都市河川浸水被害対策推進事業	当該事業で民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設の整備費用の一部を都道府県等が負担する場合、負担額の5割について特別交付税措置を講ずる	国土交通省	地方公共団体(都道府県等)	
雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池等	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P377参照
雨水貯留浸透施設 (特定都市河川浸水被害対策に基づき指定された特定都市河川流域において同法第11条に基づき認定計画に基づき設置されたもの)	税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策に基づき認定計画に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/6～1/2とする。	国土交通省	民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf ※制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。 (担当:国土交通省 水管理・国土保全局 治水課)
地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照
雨水貯留浸透施設 ・住宅地事業と関連して整備が必要となる防災調整池等	交付金	住宅市街地基盤整備事業	住宅地事業に関連する一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池等の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P330参照
100mm/h安心プラン	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/
流域治水型の災害復旧制度(輪中堤、遊水地の整備)の創設(令和4年度～)	—	災害復旧事業 災害復旧事業査定設計委託費補助	・河川整備計画への位置づけや土地利用規制を条件として、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。 ・加えて、輪中堤、遊水地に係る査定設計委託費を補助	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf ※P14「流域治水型災害復旧制度の創設」をご参照ください
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	直轄	国営かんがい排水事業 ※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-143.pdf 実施要綱 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-25.pdf 実施要領 https://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-36.pdf
	補助金	水利施設等保全高度化事業 ※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/i/g_biki/hoivo/21_01_00_045001001.html
	直轄	国営総合農地防災事業	市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備や洪水調節機能の強化に資する施設の整備等	農林水産省	直轄事業	PR版 http://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-127.pdf 実施要綱 http://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-45.pdf 実施要領 http://www.maff.go.jp/i/nousin/nn_R3_youkou/attach/pdf/youkou-90.pdf
	直轄	国営農用地再編整備事業 ※再掲	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	直轄事業	https://www.maff.go.jp/i/nousin/soumu/yosan/R3_hoivo/attach/pdf/R3_hoivo-120.pdf
海岸保全施設の整備	交付金	海岸事業	高潮・高波等に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	(農林水産省) https://www.maff.go.jp/i/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html ※別紙11(海岸保全施設に係る運用)参照 (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P421～426参照
	補助金					
	交付金	通常下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P67参照
	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業(再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P71参照

下水道施設(雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等)の整備、耐震化、耐水化	交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P77参照
	交付金	新世代下水道支援事業(再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P84参照
	補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
	補助金	事業間連携下水道事業(下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
	補助金	大規模雨水処理施設整備事業(下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
	補助金	官民連携浸水対策下水道事業(下水道防災事業費補助)	公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備	国土交通省	民間事業者等	
	税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	浸水被害対策区域において、下水道法に基づく認定計画に基づき民間事業者等が整備した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税を1/6~1/2に軽減	国土交通省	民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r03/yosangaivou_r301.pdf ※制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。(担当:国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)
100mm/h安心プラン	—	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 ※再掲	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/
洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	治山事業	補助金	治山事業 ※再掲	林野庁	都道府県	https://www.rinya.maff.go.jp/i/tisan/tisan/con_3.html
	砂防堰堤、床固工群等の整備	交付金	通常砂防(・火山砂防)事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2022.pdf
	排水施設、擁壁等の地すべり防止施設の整備	交付金	地すべり対策事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2022.pdf
	擁壁工、排水工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備	交付金	急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2022.pdf
	土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しく高い流域等における砂防関係施設の整備	補助金	大規模特定砂防等事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2022.pdf
	異なる事業の連携が必要となる箇所において、砂防関係施設の整備	補助金	事業間連携砂防等事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2022.pdf
	住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全する砂防関係施設の整備	補助金	まちづくり連携砂防等事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2022.pdf
リスクの高い区域における土地利用・すまいの工夫	二線堤整備	交付金	総合流域防災事業(洪水氾濫域減災対策事業)	国土交通省	地方公共団体(市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P419参照
	家屋移転	交付金				
	二線堤整備	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaivou_r401.pdf
	二線堤整備	特別交付税措置	特定都市河川浸水被害対策推進事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県等)	
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm
	水災害リスクのある場所を含む地区における住環境の整備	交付金	小規模住宅地区改良事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件 P244参照 ※詳細については、担当課にお問い合わせください。(住宅局住宅総合整備課住環境整備室)

二線堤保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免	国土交通省		https://www.mlit.go.jp/page/content/001320178.pdf ※P30参照
災害ハザードエリアからの移転	補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転等を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等	国土交通省	地方公共団体(市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf
	補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に不当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体が行う住宅団地の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001475362.pdf
	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html
	交付金	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ崩れ、出水、津波、高潮等の危険から住民の生命を確保するため、災害危険区域等にある既存不適格住宅等の移転に対して支援する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P357参照
建築物改修等	交付金	災害危険区域等建築物防災改修等事業	災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修等に対して支援する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P359参照
既存住宅の浸水対策改修	補助金	長期優良住宅化リフォーム推進事業	既存住宅の浸水対策改修による防災性の向上	国土交通省	民間事業者等	https://www.kenken.go.jp/chouki_r/
立地適正化計画の作成	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	「流域治水」の考え方なども踏まえ、立地適正化計画において居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」の作成を支援する事業	国土交通省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html
土地の水災害リスク情報の充実	交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成・印刷を支援するもの。	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P470参照
	交付金	水害リスク情報整備推進事業	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業(ハード整備)を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成・印刷を支援するもの	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
	交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業	浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成、避難行動等に資する情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定を行う事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	
	交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	ソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律等)に基づく区域指定に資する調査等	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	(農林水産省) https://www.maff.go.jp/i/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html ※別紙11(海岸保全施設に係る運用)参照 (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P424~426参照
安全な避難先の確保	交付金	公立学校施設整備費	公立学校施設において、雨水貯留槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm
	交付金	認定こども園施設整備交付金	認定こども園における貯水槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/vouchien/1398182.htm
	補助金	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う雨水貯留槽や暗渠排水設備等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	国立大学法人等施設管理者(国立大学法人、独立行政法人)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm
	補助金	私立学校施設整備費補助金	私立学校(幼〜大)施設における貯水槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	私立学校施設設置者	(高校等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/003/001.htm (大学等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/015.htm
避難路・避難場所等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001475450.pdf
避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	国土交通省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf
	交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	津波対策としての管理用通路の整備、避難用通路の設置(堤防スロープ等)	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	(農林水産省) https://www.maff.go.jp/i/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html ※別紙11(海岸保全施設に係る運用)参照 (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P424~426参照
避難場所の確保	補助金	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで支援	国土交通省	地方公共団体、民間事業者等	
都市安全確保拠点の整備	交付金	都市安全確保拠点整備事業	災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地(都市計画法に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」に限る。)を整備するために支援を行う事業をいう。	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf

経済被害の軽減	要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策	交付金	医療施設浸水対策事業	浸水想定区域等に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域等から移転することができない政策医療実施機関等が行う医療用設備や電気設備の移設や止水板等の設置等の浸水対策	厚生労働省	民間事業者	
		交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
		交付金	保育所等整備交付金	保育所等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
		補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市)	
		交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(水害対策強化事業)	高齢者施設等における防災・減災対策を推進するため、高齢者施設等が行う水害対策に伴う改修等	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	
事業継続力強化計画認定制度	税制特例交付金	中小企業防災・減災投資促進税制 中小企業強靱化対策事業(中小機構運営費交付金)	中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画	中小企業庁	民間事業者(中小企業・小規模事業者)	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#seido	
自然環境の持つ多様な機能を活かすグリーンインフラの活用	環境整備	交付金	統合河川環境整備事業	指定区間内の一級河川又は二級河川等の魚道の整備や自然環境の保全・復元、「水辺の楽校プロジェクト」や「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/common/001284116.pdf ※交付対象事業の要件P242参照
	グリーンボンド	補助金	適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けたグリーンボンド等促進体制整備支援事業	気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン又はサステナビリティボンドの発行等への支援	環境省	民間事業者	http://greenfinanceportal.env.go.jp/bond/activation/promotion/support/basic_scheme.html

令和5年度

水管理・国土保全局関係
予算概要

令和5年1月

国土交通省 水管理・国土保全局

目次

- 令和5年度予算の概要 …… P.2

- 新規事項
 - 1. 新規予算制度・税制 …… P.4
 - 2. 新規事業 …… P.15

- 予算の項目毎の内容
 - 1. 流域治水の本格的実践「継続と深化」 …… P.19
 - 2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 …… P.21
 - 3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進 …… P.22
 - 4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進 …… P.29
 - 5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進 …… P.32
 - 6. 行政経費(熊本水イニシアティブを踏まえた海外展開等) …… P.33
 - 7. 独立行政法人水資源機構 …… P.34

- 参考資料 …… P.35

主要項目

○ 一般会計予算

・治水事業等関係費 **8,937億円**

うち 河川関係 7,374億円、砂防関係 1,393億円、
海岸関係 170億円

・下水道事業関係費 **773億円**

・災害復旧関係費 **479億円**
<529億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費
の直轄代行分を含む

合計 1兆188億円

・行政経費 **9億円**

○ 東日本大震災復興特別会計予算

(復興庁所管)

・復旧・復興関係費 **50億円**
(うち、復旧50億円、復興0億円)

主要課題

- | | |
|--|---------|
| 1. 流域治水の本格的実践「継続と深化」 | 5,950億円 |
| 2. インフラ老朽化対策等による持続可能な
インフラメンテナンスサイクルの実現 | 2,304億円 |
| 3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化する
DXの推進 | 74億円 |
| 4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー
創出を通じたGXの推進 | 81億円 |
| 5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による
地域活性化の推進 | 93億円 |

(注)この他に工事諸費等がある。

参考：令和4年度補正予算(水管理・国土保全局)の概要

水管理・国土保全局関係全体 5,763億円

- ・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 2,354億円
- ・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、3次元モデル等を活用したインフラの整備、
管理等のデジタル化の推進 95億円
- ・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策 557億円
- ・地域経済・観光の活性化を支えるかわまちづくりの推進 31億円
- ・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等 2,681億円
- ・下水汚泥の肥料利用の推進 25億円
- ・下水道の脱炭素化の推進 20億円

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金291億円、防災・安全交付金2,853億円がある。

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金5,492億円、防災・安全交付金8,313億円、社会資本総合整備(復興)116億円がある。

流域治水関連法(特定都市河川の指定拡大)による流域治水の深化

- 全国で進める「流域治水」の実効性の確保が急務。河川管理者の先導により特定都市河川の指定を進め、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりの早期実現を達成する。
- 国は、今後、全国で公表する5年間のロードマップに基づいた流域水害対策計画※の策定、浸水被害対策に対し、集中的に支援。

※特定都市河川浸水被害対策法第4条第1項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体等が共同して策定

背景・課題

- 近年、全国各地で激甚な浸水被害が発生しており、「流域治水」の実効性の確保が喫緊の課題。
- このため、河川管理者が水害リスクの高い地域の特定都市河川指定を先導し、事前防災対策を推進。



新規事項

- 流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県による特定都市河川指定を強力に推進。
※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加
対象: 都道府県
拡充内容: 令和5年度から5年間の時限措置として、流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援
 - 流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策には予算を重点措置。(R5継続)
- (併せて取り組む事項)
- 国・都道府県の河川管理者は、水害リスクの高い河川について、今後5年間における特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定についてR5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表。
〈特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ(イメージ)〉

対策区分	河川	実施主体	工程					
			R5	R6	R7	R8	R9~	
特定都市河川の指定・流域水害対策計画の策定	A川	国、A県 関係20市町	合意形成	指定	計画検討	計画策定	浸水被害対策の実施	
	B川	A県 関係12市町村		合意形成	指定	計画検討	計画策定	浸水被害対策の実施
	C川	B県 関係5市町村			合意形成	指定	計画検討	計画策定

特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進

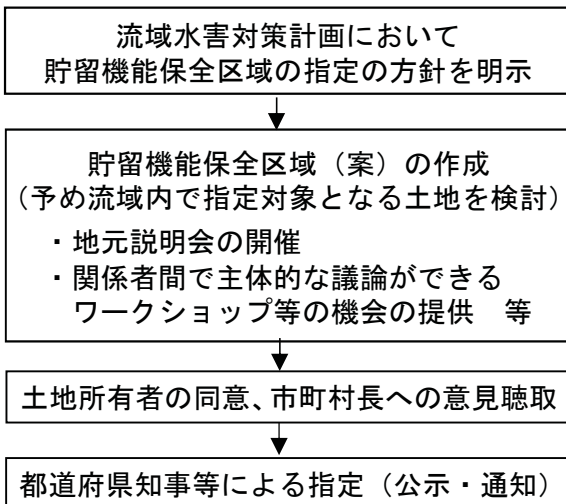
- 特定都市河川流域では、浸水の拡大を抑制する効用をもつ河川沿いの低地や農地等を貯留機能保全区域に指定し、その土地が元々有する貯留機能の保全を図ることが可能。
- 関係者の同意・協力を促すため、貯留機能保全区域の指定に伴う負担軽減のための支援を拡充。

背景・課題

- 貯留機能保全区域は、洪水・雨水の貯留機能の保全を図ることができる一方、土地所有者には、洪水・雨水出水時に浸水を許容していただくことが必要。
- 区域の指定は、流域全体の治水安全度の向上に資するものであり、土地所有者に負担が偏らないよう、当該負担の軽減に地域の関係者が協力するインセンティブを高め、都道府県知事等による指定を促進することが重要。



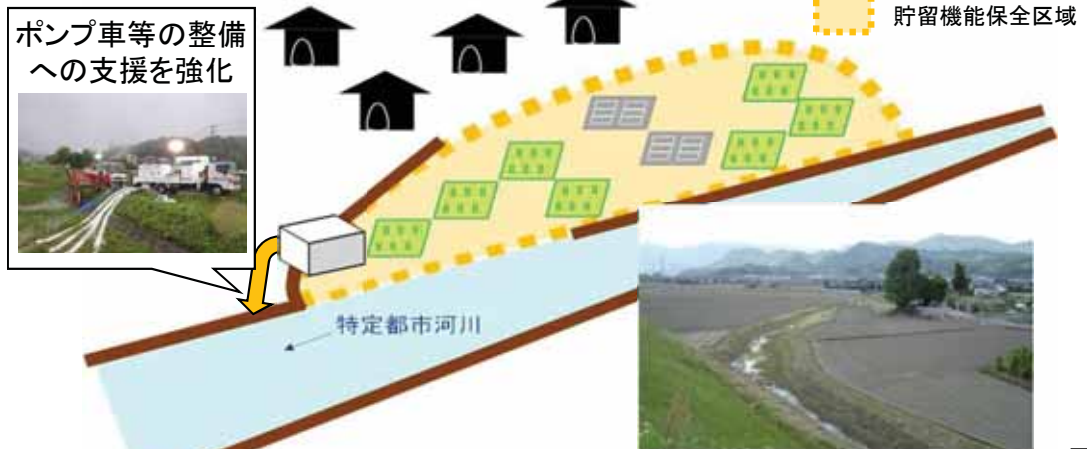
貯留機能を有する土地のイメージ
(平成28年台風16号 北川水系北川 家田地区)



区域指定のフロー

新規事項

- 貯留機能保全区域の土地所有者の負担軽減において、あらゆる関係者の協力を促すため、以下の制度を拡充。
- 貯留機能保全区域における貯留後の早期排水の支援
対象: 地方公共団体(都道府県、市町村)
拡充内容: 貯留機能保全区域において洪水・雨水を貯留後、早期に排水するための排水施設の整備を、特定都市河川浸水被害対策推進事業の補助対象に追加
- 貯留機能保全区域における土砂掘削等の環境整備
対象: 河川管理者(国、都道府県)
拡充内容: 土砂掘削等の環境改善を行う対象範囲に貯留機能保全区域を追加(総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業)



用水路の環境改善(土砂掘削等)

特定都市河川流域における下水道による浸水対策の強化

- 浸水の危険が高い地域を抱える特定都市河川流域について、下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアに追加し、下水道管理者等による排水施設や貯留施設の整備とソフト対策を組み合わせ、浸水に対する総合的な対策を推進。

背景・課題

- 気候変動による降雨量の増大により、全国各地で支川の氾濫や雨水出水による浸水被害が頻発。
- 河川・ダム整備のみによる浸水被害の防止が困難である特定都市河川流域においては、従来の排水施設に加え、あらゆる関係者が協働し、更なる貯留・浸透対策の強化とソフト対策を組み合わせ、総合的な浸水対策が必要。



武雄市※内の内水被害の状況 (令和3年8月)

※特定都市河川流域の指定を検討中

新規事項

- 特定都市河川流域における浸水対策強化のため、以下の拡充を実施。

■ 下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアの拡大

対象: 下水道管理者等(止水板等の設置に関しては、民間事業者等への助成も含む)

拡充内容: ハード・ソフト一体的な浸水対策(右下交付対象)を支援する下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアに、新たに特定都市河川流域を追加

■ 特定都市河川流域における貯留・浸透対策の強化

対象: 下水道管理者

拡充内容: 下水道浸水被害軽減総合事業において、特定都市河川流域に限り、雨水貯留浸透施設の整備に係る規模要件を撤廃



交付対象

- 排水施設
- 雨水貯留浸透施設
- ← 施設規模要件を緩和して下水道管理者による整備を加速
- 移動式排水施設
- 河川等からの逆流防止施設
- 水位データ等の情報提供施設
- 防水ゲート、止水板 等

下水道浸水被害軽減総合事業の対象エリアのイメージ

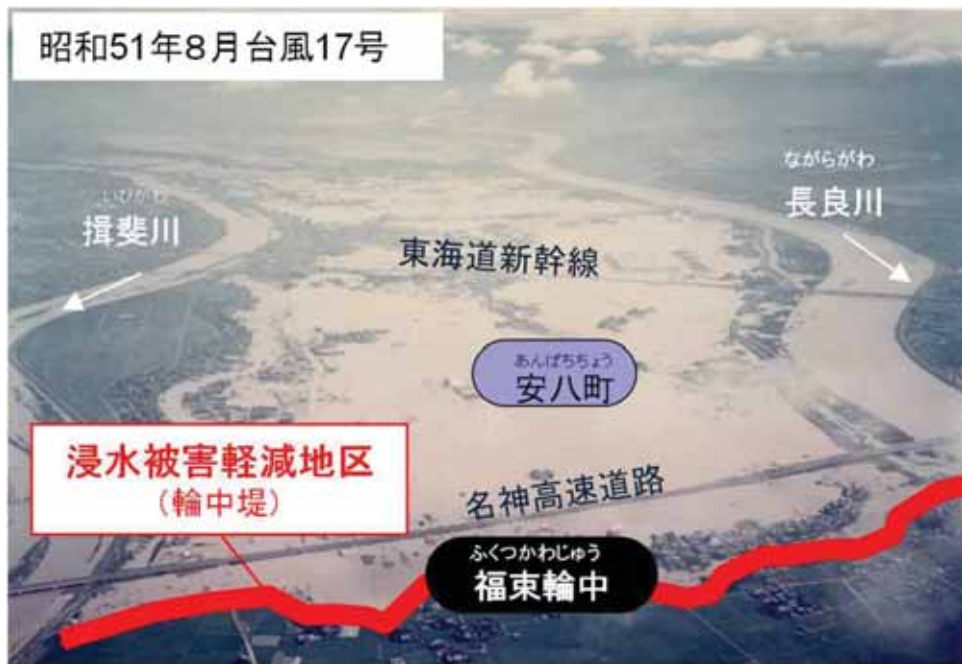
浸水被害の軽減に資する税制特例措置の延長

- 洪水が地域に拡大するのを防ぐ機能を有している輪中堤や自然堤防等を保全する「浸水被害軽減地区」の指定や、浸水被害のリスクがある地下街等における浸水防止の取組に係る現行の税制特例措置を延長し、流域一体で取り組む「流域治水」の更なる推進を図る。

浸水被害軽減地区に係る課税標準の特例

- 浸水の拡大を抑制する輪中堤等を浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等を軽減する税制特例措置を、3年間延長する。

(課税標準を1/2~5/6の範囲で条例で定める割合とする)



浸水被害軽減地区(福束輪中 平成30年3月指定)

浸水防止用設備に係る課税標準の特例

- 浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税を軽減する税制特例措置を、3年間延長する。

(課税標準を1/2~5/6の範囲で条例で定める割合とする)



対象となる浸水防止用設備

災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去

- 遊水地で洪水貯留を行ったのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として堆積土砂等の撤去が可能な制度を拡充。

※土砂等: 土砂、流木、塵芥

背景・課題

- 洪水貯留後に遊水地内に土砂堆積等が発生した場合、施設管理者が自ら土砂等を撤去。
- 堆積土砂の撤去に時間を要する場合は、次期洪水に対して洪水調節機能の低下が懸念。
- 河川維持管理予算や、施設管理者による費用負担には限界があり、迅速な土砂撤去が困難であることから、激甚化・頻発化する洪水に対応できないおそれ。



【遊水地への湛水状況(令和4年8月4日)】



【遊水地内の堆積事例】

新規事項

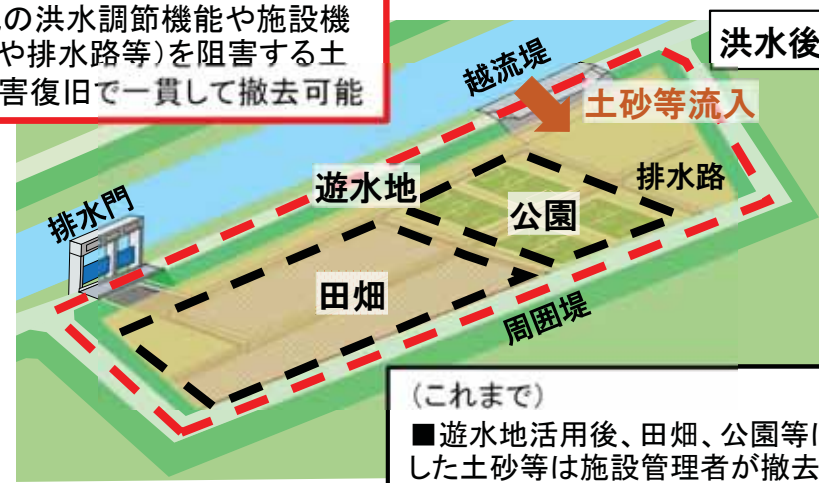
- 遊水地における洪水貯留後に堆積した土砂等の撤去を、災害復旧で実施可能とする。

対象: 河川管理者(国、都道府県等)

拡充内容: 土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する場合に、当該土砂等の撤去を災害復旧事業の対象に追加

(今後)

■ 遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する土砂等を災害復旧で一貫して撤去可能



(これまで)

■ 遊水地活用後、田畑、公園等に堆積した土砂等は施設管理者が撤去

水位

堆積土砂等 遊水地

堆積土砂等により洪水調節機能や遊水地の機能を阻害
→災害復旧により土砂等を撤去

防災まちづくりと連携した土砂災害対策の推進

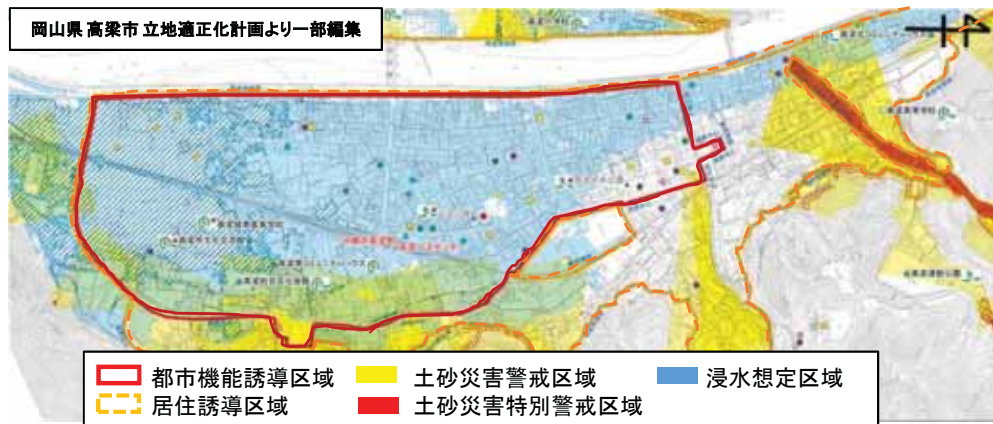
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が進み、土砂災害のリスクが「見える化」され、土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりが可能となった。
- 土砂災害リスクに関する情報を適切に共有し、そのリスク情報に基づいて砂防事業の計画とまちづくりの計画を一体的に検討することで、まちづくりと連携した土砂災害対策を推進する。

背景・課題

○土砂災害リスクをかかえた地域の課題

居住や公共公益施設の維持・誘導を図ろうとするも、安全な土地が少ないため、土砂災害対策を行わなければ計画的なまちづくりができない地域が多く存在。

岡山県 高梁市 立地適正化計画より一部編集



○土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進に向けた取組

まちづくりの計画と砂防事業の計画の一体的な策定※1や、移転等によるリスク回避を推進※2しつつ、「まちづくり連携砂防等事業」を拡充し、居住や公共公益施設の維持・誘導を図ろうとする区域を重点的に保全。

※1 「砂防事業と防災まちづくりの連携のための情報共有等の推進」に関する通知(都市局・住宅局・砂防部 R4年6月)を发出

※2 「移転の勧告の基本的な考え方」の改定に関する通知(砂防部 R4年11月)を发出

新規事項

○土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進するため、以下の拡充を実施

■まちづくり連携砂防等事業の対象エリアの拡大

対象: 都道府県

拡充内容: まちづくり連携砂防等事業の事業対象区域に、居住誘導区域に加え、立地適正化計画や立地適正化の方針、または市町村管理構想において、地域生活拠点として位置づけられた区域を追加

■急傾斜地の崩壊対策の強化

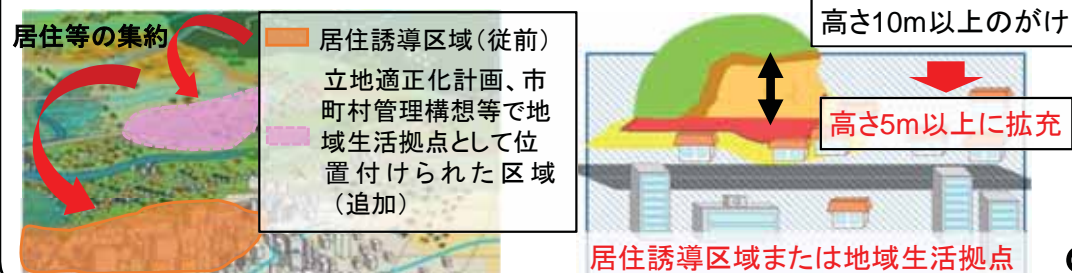
対象: 都道府県

拡充内容: まちづくり連携砂防等事業における急傾斜地崩壊対策事業のがけ高の要件を10m以上から 5m以上に拡充

※上記の拡充に当たり、事業採択において以下の要件を追加

・まちづくりに関する計画に以下の事項が記載されていること。

- ①砂防関係施設の整備に関する具体的方針
- ②リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標
- ③移転すべき箇所に対して土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告を行う計画



新規
事項

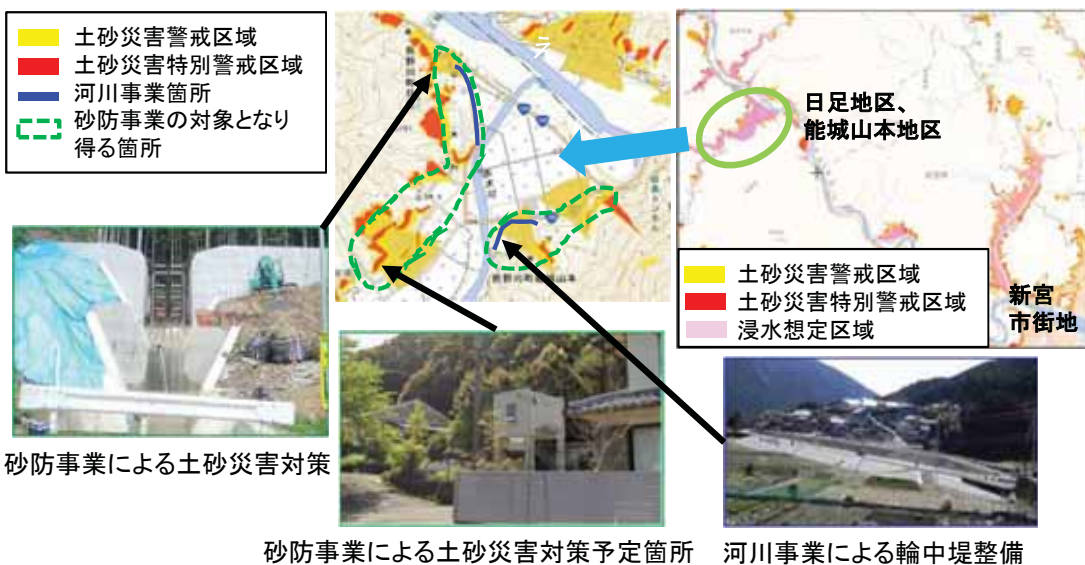
気候変動を踏まえた土砂災害対策の推進

- 同一地域内での土砂災害と洪水氾濫の重複発生リスクの増加に対し、砂防事業と河川事業を連携して実施し、複合災害に対する地域の早期安全性確保を図る。
- 気候変動の影響に伴う豪雨の増大による、土砂・洪水氾濫の頻発化を踏まえ、高リスクエリアの抽出を進めるとともに、土砂・洪水氾濫対策に適した施設配置計画への見直しと施設整備を推進。

新規事項

- 複合災害リスクを有する箇所における重点的対策
対象: 都道府県
拡充内容: 令和5年度より「土砂災害と洪水氾濫の発生リスクが重複している地域において実施する、河川事業と連携した土砂災害対策事業」を防災・安全交付金の重点配分対象に設定。
 河川事業と砂防事業で一体的に対策を実施することにより、地域の安全度向上のみならず、当該自治体における今後の地域づくりへの支援にもつながることが期待される。

砂防事業と河川事業で連携した事業イメージ



土砂・洪水氾濫対策の推進

(左記に併せ以下の取組を実施)

- 土砂・洪水氾濫の高リスクエリアの抽出

土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領(案)に基づき、土砂・洪水氾濫の高リスクエリアを抽出する。



■ 土砂・洪水氾濫高リスク流域
■ 土砂・洪水氾濫域

土砂・洪水氾濫の高リスクエリアとなる条件

発生ポテンシャル	被害ポテンシャル
<ul style="list-style-type: none"> ・過去に土砂・洪水氾濫が発生した流域 ・近年、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する溪流 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全対象がある 土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領(案)

- 土砂・洪水氾濫リスクを踏まえた施設配置計画を策定し、重点的な対策を実施
 施設配置計画を見直し、遊砂地等の効率的な施設を配備することにより、砂防施設の集約を図る。



従来計画：上流域の土石流危険溪流に集中的な施設整備
 見直し後：効率的な施設を配置する一方で、上流域の土石流危険溪流はまちづくりと連携し移転を推進

新規
事項

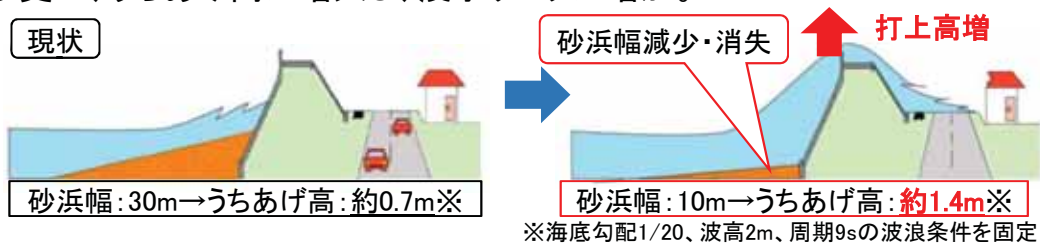
気候変動を踏まえた海岸事業の推進

○ 気候変動等の影響による被災リスクの増大に対応するため、海岸保全基本計画の見直し、波の減衰機能等を有する砂浜の保全・再生、高潮・高波予測の高度化などハード・ソフトを組み合わせた対策を推進。

背景・課題

- 気候変動により平均海面水位、高潮時の潮位偏差及び波高が上昇。
- 平均海面水位の上昇等に伴い砂浜が消失。
- 更に、うちあげ高が増大し、浸水リスクが増加。

現状



2008年
高波災害

下新川海岸
(死傷者16名、
建物全・半壊57棟、
床上・床下浸水164棟)



高波による越波・浸水状況

新規事項

砂浜の保全・再生に向けた財政支援の重点化

対 象: 海岸管理者

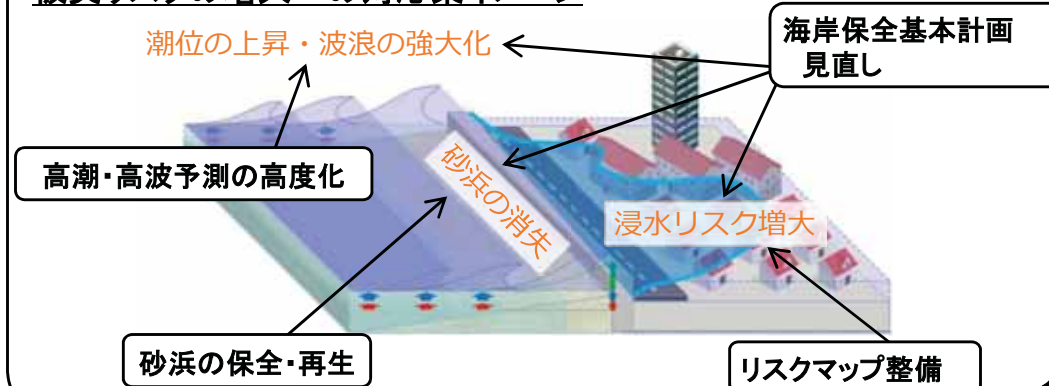
拡充内容: 砂浜の保全・再生に向けて、下記の取組を推進する海岸で実施する事業に対して、防災・安全交付金を重点配分

＜砂浜の保全・再生に向けた取組＞

- 砂浜の海岸保全施設への指定
- 総合的な土砂管理や事業間連携による計画的な養浜材の確保



被災リスクの増大への対応策イメージ



新規事項 下水道事業における災害対策等の推進

- 大規模地震等による下水道施設の被害の発生に備え、重要道路の機能確保や被災時の公衆衛生の確保等の観点から、「下水道総合地震対策事業」を延伸・拡充し、引き続きハード・ソフト一体的な地震対策を推進。
- 被災時の下水処理機能の早期確保の観点から、広域的な災害支援体制を強化。
- PPP/PFIの推進に向けて、コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築に交付金を重点配分。

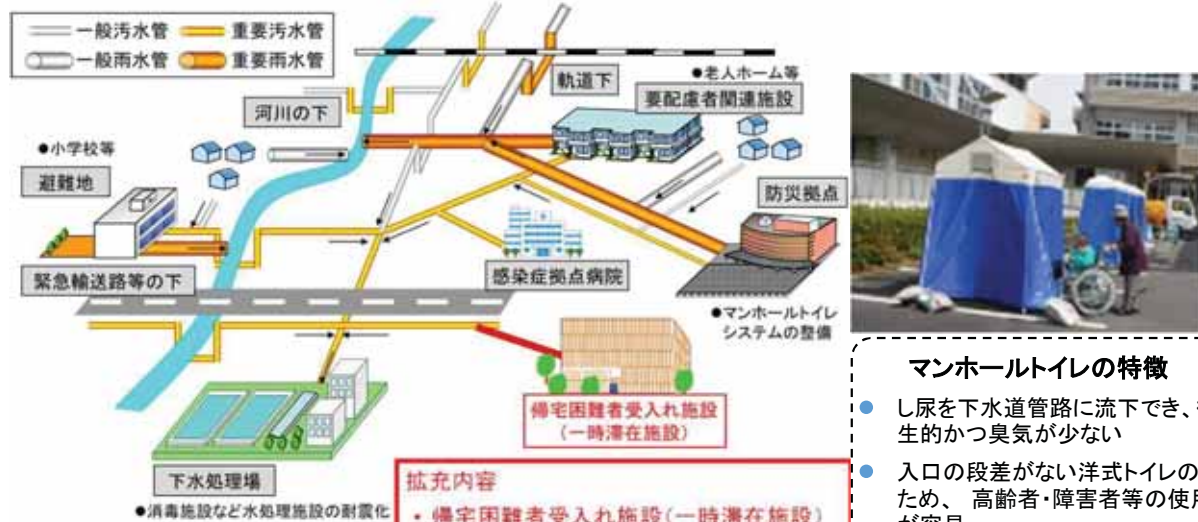
国土強靱化の推進と公衆衛生の確保

○下水道総合地震対策事業の延伸・拡充 R5新規事項

対象：下水道管理者

拡充内容：

- ① 大規模地震に備え、緊急輸送路等の下に埋設されている管路施設や、防災拠点等と下水処理場との間の管路施設などの重要管路の耐震化を引き続き推進するため「下水道総合地震対策事業」を令和5年度以降も延伸
- ② 被災時の公衆衛生確保の観点から、帰宅困難者受入れ施設（一時滞在施設）に係る下水管路を交付対象に追加するとともに、マンホールトイレに対する交付対象を拡充（対象施設数の上限撤廃、対象施設の敷地面積の要件緩和等）



- 拡充内容**
- ・ 帰宅困難者受入れ施設（一時滞在施設）に係る管路の耐震化を交付対象に追加
 - ・ マンホールトイレに関する交付対象の拡充

マンホールトイレの特徴

- し尿を下水道管路に流下でき、衛生的かつ臭気が少ない
- 入口の段差がない洋式トイレのため、高齢者・障害者等の使用が容易

下水道総合地震対策事業の拡充イメージ

広域的災害支援体制の強化

○下水道広域的災害対応支援事業の創設 R5新規事項

対象：下水道管理者

拡充内容：大規模災害時の地方公共団体の枠を超えた広域的な支援を目的とした、下水処理の確保に必要な施設整備等を支援するための「下水道広域的災害対応支援事業」を創設

下水道広域的災害対応支援事業による支援イメージ



広域的な支援を目的に、都道府県等が下水処理機能の確保に必要な施設整備・設備の配備を予め行い、被災した地方公共団体を支援

PPP/PFIの更なる推進

R5新規事項

対象：下水道管理者

拡充内容：PPP/PFI推進アクションプランの改定を受けて、下水道分野におけるコンセッションの導入をさらに推進するためのインセンティブとして、社会資本整備総合交付金等の重点配分項目に、「コンセッション事業に含まれる下水道施設の設置・改築」を追加

流域治水型内水対策の推進

○近年の内水被害の頻発化を踏まえ、内水被害が頻発する等の浸水リスクが高い地域における特定都市河川の指定を進め、排水ポンプによる河川への排水を中心とした従来の対策に加え、遊水地等の貯留施設の整備や土地利用規制等のソフト対策を含む流域全体での流出抑制・被害軽減対策を推進する。

全国各地で内水被害が発生

- 降雨による河川の増水により、支川の排水機能が十分に発揮されず、支川流域における内水被害が全国各地で多発。
- 本川の水位が上昇し、外水氾濫のおそれがある場合、排水機場による内水排除を停止させる必要があり、本川水位に影響を受けない支川単位での内水対策の充実が必要。
- この対応として、地方公共団体や民間による流出抑制対策や土地利用規制等の取組を流域全体で一体的に進めることが必要。



令和3年8月の大雨による武雄市(佐賀県)の内水被害

流域治水型内水対策への進化

内水被害が頻発する等の浸水リスクが高い地域における特定都市河川の指定を進め、当該流域において、遊水地や雨水貯留浸透施設等のハード対策に加え、土地利用規制等のソフト対策など、国、都道府県、市町村、民間が連携した流出抑制・被害軽減対策を重点的に実施する。

【国、都道府県、市町村、民間が連携した対策の強化】

- 支川合流点において内水も貯留する内外水一体型の遊水地を整備【国、都道府県】
 - 下流に負荷をかけないため、支川に遊水地等を整備【都道府県、市町村】
 - 雨水貯留浸透施設の整備【都道府県、市町村、民間事業者】
 - 内水リスクを踏まえた土地利用規制(浸水被害防止区域、災害危険区域)【都道府県、市町村】
 - 内水浸水情報のリアルタイム把握等のための浸水センサーの設置【自治体、民間】
- 等の流出抑制・被害軽減対策を推進し、内水対策の一層の強化・迅速化を図る。



流域全体での流出抑制・被害軽減対策のイメージ

上記の取組に当たっては、特定都市河川浸水被害対策推進事業や下水道浸水被害軽減総合事業等を活用可能(P4, P5, P6に拡充事項)

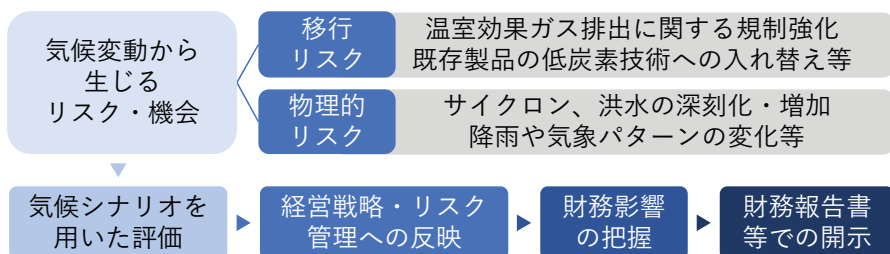
気候変動リスク開示における民間企業の取組の支援

- TCFD提言等を踏まえ、企業では気候変動に係るリスク情報の分析・評価および情報開示が急務。
- 企業の水害等のリスク評価・分析に資するリスク情報の充実や取組支援を通じて、企業の被害最小化の取組みやESG投資の呼び込みを後押し。

※TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース)

企業における気候変動リスクの開示

・TCFD提言より企業は気候変動リスクの評価・開示が急務

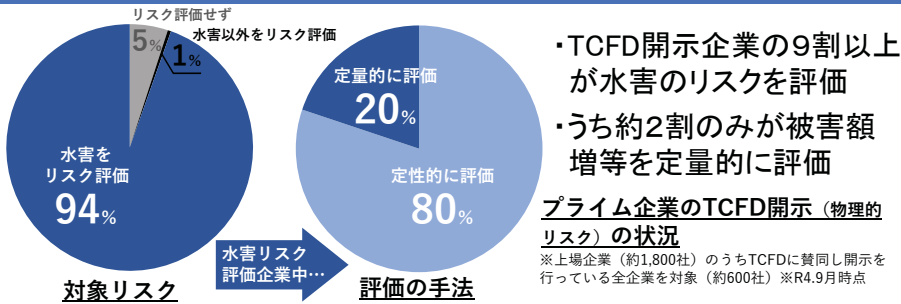


TCFD提言における情報開示の枠組みと評価・開示フロー

国内の制度化に向けた動き

- ・R4.4月の東証再編後、プライム市場上場企業においてTCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示が義務化
- ・有価証券報告書へのサステナビリティ情報記載欄が新設予定(R5.3月期より適用開始)されるなど制度化に向けた動きが加速化

企業における物理的リスクの評価



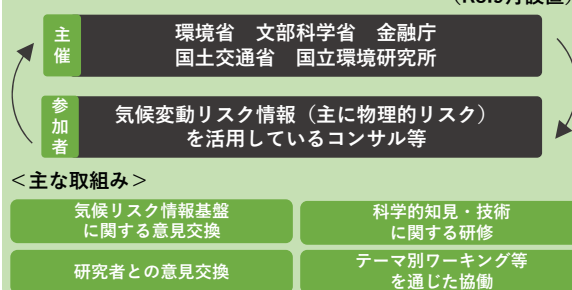
- ・企業のESG投資呼び込み等には気候変動リスク開示が急務
- ・国内の企業は、物理的リスクとして「洪水リスク」を重視

関係省庁と連携した企業支援

・物理的リスク評価等に関する適切かつ最新の情報を発信するため、民間企業とのネットワークの場を構築するなど企業の取組を支援

■気候変動リスク産官学連携ネットワーク

(R3.9月設置)



■気候変動リスク開示促進に向けたシンポジウム開催

(R4.10.11)

- ・TCFDの動向や、企業から物理的リスクの開示事例を紹介
- ・金融機関、投資機関、事業会社等ら約500名が参加 (WEB開催)

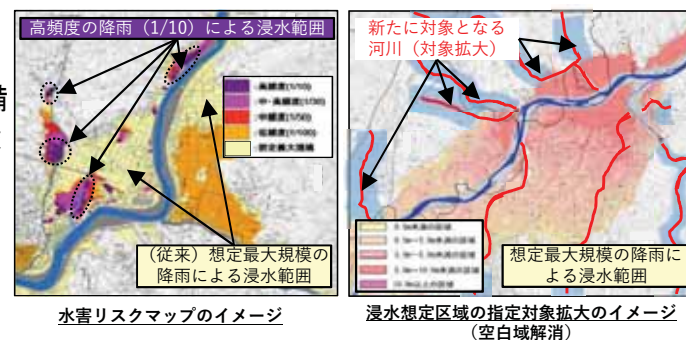


シンポジウムの開催状況(写真はパネル)

物理的リスク評価をサポートする「手引き」の作成

■水害リスク情報の充実

- ・高頻度水害リスク把握のため、浸水頻度毎の浸水範囲を示した水害リスクマップを整備
 【対象】全国109一級水系の外水氾濫
 【目標】令和4年度内完了
- ・ハザードマップ等の空白域解消のため、洪水浸水想定区域の指定対象を拡大
 【対象】新たに約15,000河川を追加
 【目標】令和7年度までに完了



■物理的リスク評価の手引き

- ・学識者、企業(金融機関、投資機関等)による『気候関連情報開示における物理的リスク評価に関する懇談会』を設置(R4.12月)、企業の洪水リスク評価をサポートするための手引きを今後作成予定

- ・物理的リスク評価をサポートする手引き作成や、水害リスク情報の充実等により企業の取組を支援

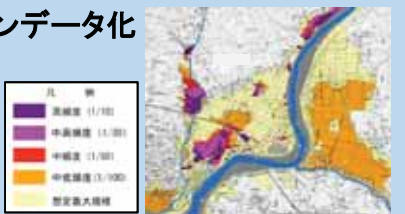
3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進

- 水害等リスク情報の充実・オープンデータ化や、治水対策の効果等を見える化するデジタルツインの整備等、平時におけるリスクコミュニケーションに活用できるツールを拡充する。
- 浸水センサ等の観測網を充実させるとともに、流域全体の関係者間で河川やダムとの状況、今後の水位予測等の情報共有を図るなど、災害時の円滑な危機管理対応を実現する体制を拡充する。

平時

■リスク情報の充実・オープンデータ化

リスク情報の充実やオープンデータ化を図ることにより、地域のリスクに対する一層の理解を促進する。



<リスク情報イメージ (水害リスクマップ)>

■対策効果やリスクを見える化するデジタルツインの整備

治水対策の効果やリスクの見える化により、治水対策の想定や地域のリスクについて実感を持った理解を促進する。



<流域治水デジタルテストベッドの整備>

■デジタル技術を活用した避難支援

スマホで作成したマイ・タイムライン等を活用したリスクコミュニケーションや個人に向けた防災情報のプッシュ型配信により、適切な避難行動を促進する。



<デジタル技術を活用したマイ・タイムラインの普及促進>

■伝わりやすい情報発信

市民などの受け手にとって分かりやすい表現による情報発信や、自治体・メディア等との連携により、適切な防災行動を促すなど、防災情報の伝わりやすい発信を促進する。

浸水いっすい
 ○概要
 川の水位が異常に高いところから浸水リスクを知らせる。
 ○求められる行動
 あふれた水の流れに巻き込まれるおそれがあるため、30秒以内に人はすでに流れ込んでください。早くにお住まいの方は、危険の状況を確認し、落ちついて、命を守る行動をとってください。建物の上の場合など、できるだけ高いところに移動し、速をってください。
 ○用語の説明
 川の水位が異常に高いところから浸水リスクを知らせる。
 浸水に対して、川の水位が異常に高いところから浸水リスクを知らせることを「浸水」といいます。
 ○情報を伝える際の留意点
 ・「どこ」地区で浸水が起るかを伝える。など、一般的な言葉でかつ対象地区を明確にして伝える。
 <防災用語ウェブサイト>

災害時

■センサによる浸水域のリアルタイム把握・情報提供

民間企業等と連携し、流域内の様々な施設等にセンサを設置することにより、浸水情報を収集し、浸水域をリアルタイムに把握・情報提供する。



小型で安価な浸水センサ <浸水域の把握イメージ>

■予測技術を活用した流域一体での洪水予測・ダム運用の高度化

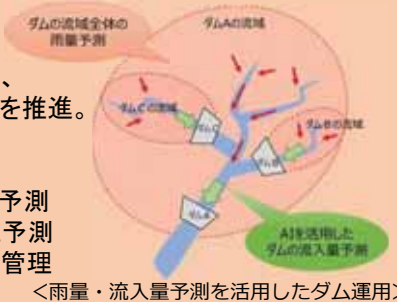
気象庁とも連携して観測・予測技術を高度化し、流域一体での洪水予測やAIも活用しつつ、ダム運用の高度化を図る。

ダム運用の高度化

予測を活用したダム運用により、治水機能の強化及び水力発電を推進。

洪水予測の高度化

本川・支川が一体となった洪水予測や、長時間先の幅をもった水位予測など予測の高度化により、危機管理対応・避難を支援。

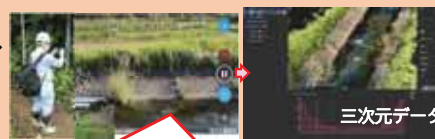


<雨量・流入量予測を活用したダム運用>

■デジタル技術を活用した災害対応等の強化

画像判読により被災規模を自動計測するツールの活用など、TEC-FORCEの活動を効率化する「ITEC」の取組により、被害の全容把握を迅速化。

現地で操作が困難な非常時に備え、排水機場や水門等の遠隔操作化を推進。



点群データの取得及び動画撮影
 ⇒自動でクラウドサーバへアップされ、三次元データが作成される
 <被災規模自動計測ツール>

流域治水の推進例

<住民等>

平時には、分かりやすいツールを活用して地域のリスクや治水対策の想定を把握する機会が増加。**防災意識**が高まる。

災害時には、精度の高い予測情報を利用して**リードタイムを確保**。マイ・タイムラインやリアルタイムの河川情報等を利用して**適切な行動選択**が可能。

<自治体>

平時には、リスク情報を活用した計画や見える化ツールを活用した合意形成等、**リスクコミュニケーション**により流域治水を円滑に推進。

災害時には、リアルタイム浸水範囲等、充実した情報に基づく**よりの確な危機管理対応**や、被災状況の早期把握による**早期復旧・復興**を実現。

<河川管理者>

平時には、見える化ツールを活用した合意形成等、**リスクコミュニケーション**により流域治水を円滑に推進。

災害時には、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための**治水施設等の高度な運用**や、分かりやすい情報発信による**防災行動の促進**、効率的な情報集約による**迅速な災害対応**を実現。

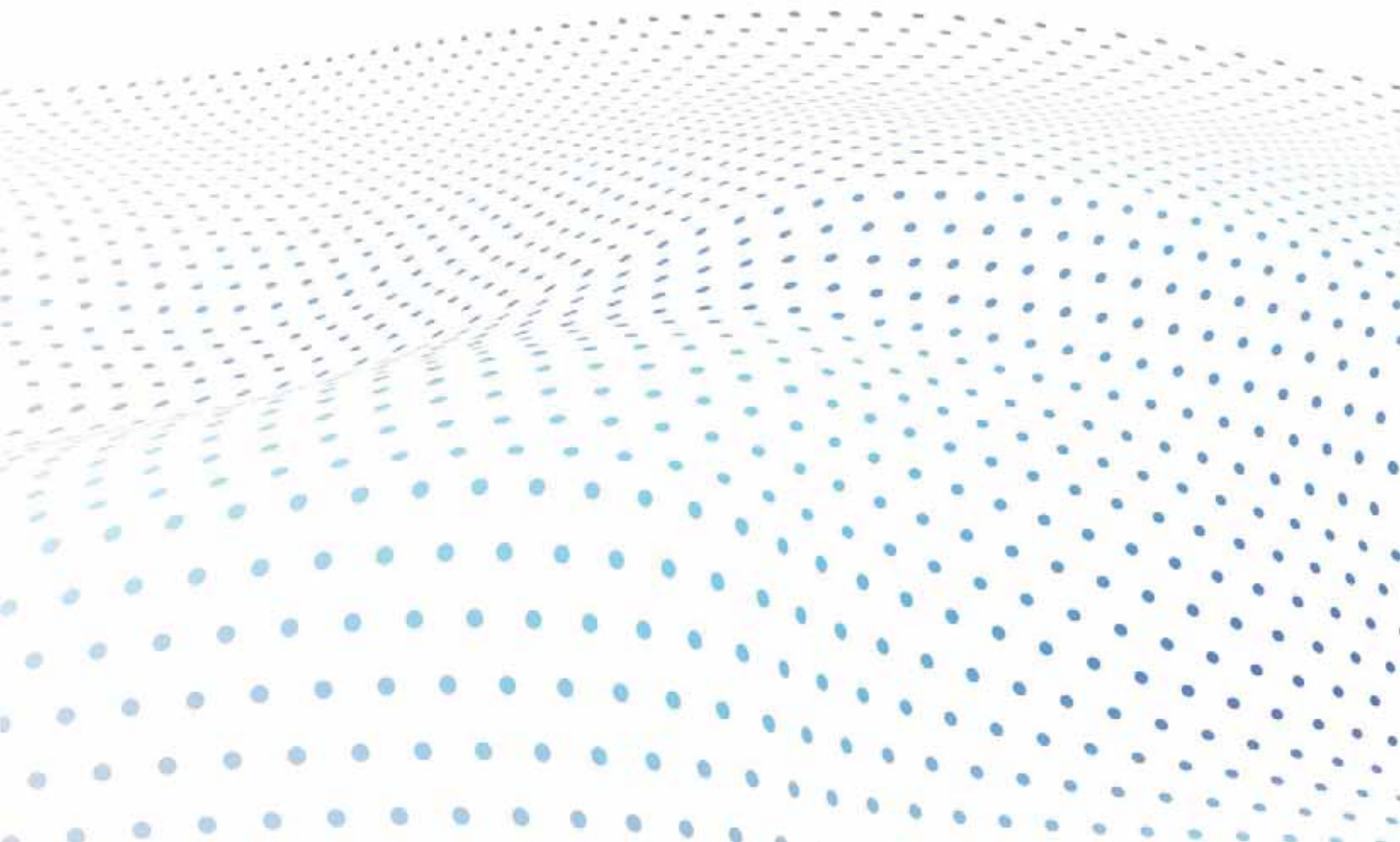
国土交通省 農林水産省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

ver1.0 水害対策編





流域治水の推進

～これからは流域のみんな～

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	② 被害対象を減少させるための対策	③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
<p>雨水貯留機能の拡大 集水域 [国・市・企業・住民] 雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用</p> <p>流水の貯留 河川区域 [国・県・市・利水者] 治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用</p> <p>[国・県・市] 土地利用と一体となった遊水機能の向上</p> <p>持続可能な河道の流下能力の維持・向上 [国・県・市] 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備</p> <p>氾濫水を減らす [国・県] 「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等</p>	<p>リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫 氾濫域 [国・市・企業・住民] 土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討</p> <p>浸水範囲を減らす [国・県・市] 二線堤の整備、自然堤防の保全</p> 	<p>土地のリスク情報の充実 氾濫域 [国・県] 水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報を発信</p> <p>避難体制を強化する [国・県・市] 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握</p> <p>経済被害の最小化 [企業・住民] 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定</p> <p>住まい方の工夫 [企業・住民] 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進</p> <p>被災自治体の支援体制充実 [国・企業] 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化</p> <p>氾濫水を早く排除する [国・県・市等] 排水門等の整備、排水強化</p>

本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待するものです。

初版では、「水害対策編」として、主に河川やそこに雨水が流入する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾濫域における主な対策についてまとめています。

今後、施策集については、内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じて、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等	予算・税制	Page
洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池・輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 高規格ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
	#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水運法等)	ダム洪水調節機能協議会 [治水協定]	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
	#3 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.9
内水の排除 (排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11
	#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12
	#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-	p.13
河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15
市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16
農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17
農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18
貯留機能の保全(浸水の貯蓄)	#12 貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.19
新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る 既存の住居に対し、 住まい方を工夫する 既存の住居に対し、 移転を促す	#13 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
	#14 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
	#15 住宅等の防災改修 (真上37・ヒロティ化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
	#16 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
	#17 住居の個別移転	市町村	-	-	かけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
防災まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26
	#19 避難路・避難施設等の確保	市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27
氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域/ハザードマップ)	河川管理者 下水道管理者 市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会 [減災に係る取組方針]	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30
	#22 高配慮者利用施設の避難確保計画・ 訓練	市町村 施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 [減災に係る取組方針]	-	p.31
避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村 個人 気象庁 河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 [減災に係る取組方針]	-	p.32
経済影響の軽減等	#24 浸水対策(治水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 [減災に係る取組方針]	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33
災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水池・輪中堤)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	[流域治水型災害復旧]	河川等災害復旧事業	p.34

流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

各施策の概要・ポイント等を取りまとめ

それぞれの施策のページでは、目次で整理した目的・実施主体別の施策毎に、施策の内容・効果、予算・税制・技術的支援、推進上のポイントなどをまとめ、紹介しています。

各施策について、目次で整理している

- ・目的
- ・実施主体
- ・根拠法令・計画等

を記載し、位置付けや役割分担を明確化

施策の内容・効果を詳述するとともに、国による支援として、予算・税制に加え、ガイドラインや通知・運用等の技術的支援について記載

※ガイドライン・手引き等について、国が策定者となる場合は記載を省略している

これまでの施策の運用状況等を踏まえた施策推進のポイント、留意点等をまとめ

施策・制度に係る問合せ先を記載

1 氾濫を防ぐ・減らす 洪水氾濫の防止 河川管理者

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的
洪水氾濫の防止

実施方法・計画等
河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援
予算・税制
(国庫)
一般河川改修事業
遊水地建設事業 等
(補助・交付金)
事業間連携河川事業
大規模特定河川事業 等
広域河川改修事業
補助ダム建設事業
水資源機構事業 等
技術的支援
・河川管理施設等構造令
・河川砂防技術基準
・ダム・堤防設計技術基準(案)
・工作物設置許可基準
・河川堤防設計指針

施策の内容
概要
比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。
写真(石川県福井水基橋村)
河道掘削(鹿児島県川内川水基町月川)
立野ダムの整備(熊本県白川水基白川)

施策の効果(事例)
・株川水系株川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、総集大橋付近(石川県小松市総集町)では水位を約2.7m低下させ、株川本川からの越水を回避したと推定しています。
写真、洪水調節が行われず、洪水調節が行われた場合の水位(P+0.15m)
写真、洪水調節が行われず、洪水調節が行われた場合の水位(P+0.15m)
水位を約2.7m低下させ、本川からの越水を防止
石川県小松市総集町

施策推進のポイント
・短時間強雨の発生増加や台風の大規模化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
・気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454
国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
事業監理室 TEL 03-5253-8456

流域治水施策集

■ 河川区域の対策
 ■ 集水域の対策
 ■ 氾濫域の対策

目的		施策	実施主体
1 氾濫を防ぐ・減らす	洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤	河川管理者
		#2 ダム事前放流	ダム管理者
		#3 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者
	内水の排除 (排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者
		#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等
		#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者
	河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県
	排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者
	市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人
	農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者
	農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	農業者
	貯留機能の保全(浸水の許容)	#12 貯留機能保全区域	都道府県等
2 被害対象を減らす	新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	都道府県
		#14 災害危険区域	市町村・都道府県
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 (高上げ・ピロティ化等)	市町村・都道府県
		#16 住居の集団移転	市町村
	防災まちづくり		#17 住居の個別移転
		高台まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針
		#19 避難路・避難施設等の確保	市町村
氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	水防管理者	
3 被害の軽減・早期復旧等	避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	河川管理者 下水道管理者 市町村
		#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練	市町村 施設管理者
	避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村 個人 気象庁 河川管理者
	経済影響の軽減等	#24 浸水対策(耐水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者
	災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水地・輪中堤)	河川管理者

流域治水の役割分担

根拠法令等	法定計画等 ()内は運用	予算・税制	Page
河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する 基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7
河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8
河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域水害対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.10
下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11
土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12
-	-	-	p.13
特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14
下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15
下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域水害対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16
土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17
土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20
特定都市河川浸水被害対策法	流域水害対策計画	-	p.21
建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22
-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
-	-	がけ地近接等危険住宅移転事業	p.25
都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26
都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27
水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29
水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30
水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31
災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32
水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33
公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.34

根拠法令等には関連法令も含む

1 氾濫を防ぐ・減らす 洪水氾濫の防止

#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水地、輪中堤

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法
特定多目的ダム法
水資源機構法
河川整備計画
多目的ダムの建設に関する基本計画

支援

予算・税制

- (直轄) 一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 等
- (補助・交付金) 事業間連携河川事業 大規模特定河川事業 等 広域河川改修事業 補助ダム建設事業 水資源機構事業 等

技術的支援

- 河川管理施設等構造令
- 河川砂防技術基準
- ダム・堰施設技術基準 (案)
- 工作物設置許可基準
- 河川堤防設計指針

施策の内容

概要

比較的頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- 洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して安全な構造とするための堤防の整備などを実施します。
- 洪水を一時的に貯留し、河道への流量を減らす洪水調節施設の整備などを実施します。



引堤(石川県梯川水系梯川)



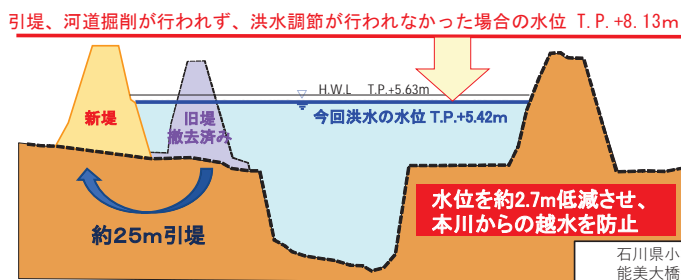
河道掘削(鹿児島県内川水系羽月川)



立野ダムの整備(熊本県白川水系白川)

施策の効果(事例)

- 梯川水系梯川では、国土強靱化予算等により引堤、河道掘削を実施していたことや、赤瀬ダムによる洪水調節により、令和4年8月の大雨時において、能美大橋付近(石川県小松市能美町)では水位を約2.7m低下させ、本川からの越水を回避したと推定しています。



石川県小松市能美大橋付近

施策推進のポイント

- 短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発しており、既に地球温暖化の影響が顕在化しているとみられ、今後さらに気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測されています。
- 気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るため、下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込んだ、本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備を推進する必要があります。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
事業監理室 TEL 03-5253-8456

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

#2 ダム事前放流

目的

洪水氾濫の防止

根拠法令・計画等

河川法、個別の法令等
 (電気事業法、土地改良法、水道法等)
 ダム洪水調節機能協議会
 (治水協定)

支援

予算・税制

利水ダム治水機能施設整備費補助
 (利水ダム管理者が事前放流を行うため放流施設の整備等を行う場合、一部を補助)

固定資産税の特例措置

(事前放流のための利水ダムの放流施設)

技術的支援

- ・事前放流ガイドライン (令和3年7月)
- ・降雨予測情報の提供及び、降雨予測情報の精度向上

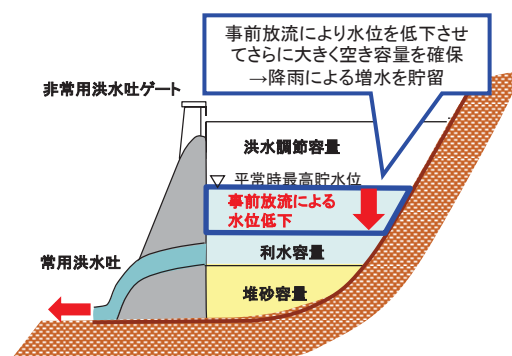
令和3年8月の出水では、木曾川水系の上流(長野県内)の牧尾ダム(水資源機構)、木曾ダム、常盤ダム、三浦ダム(関西電力)で事前放流を行い、王滝川ダム(関西電力)と合わせ5つの利水ダムに約5,350万m³の容量を一時的に確保して洪水を貯留し、ダム下流の桃山地点において、ピーク流量を約2割減らす効果があったと推定しています。これにより、桃山地点下流で約0.7m水位低下し、右岸の生活道路及び住宅の冠水を回避しました。

施策の内容

概要

・水力発電、農業用水、水道等のために確保されている利水容量も活用して、治水の計画規模や河川(河道)の施設能力を上回る洪水の発生時におけるダム下流河川の沿川における洪水被害を防止・軽減するための、関係省庁と連携した取組です。

・利水容量には、通常、水が貯められていることから、台風の接近などにより大雨となることを見込まれる場合に、より多くの水をダムに貯められるよう、河川の水量が増える前にダムから放流して、一時的にダムの貯水位を下げ、「事前放流」を行います。

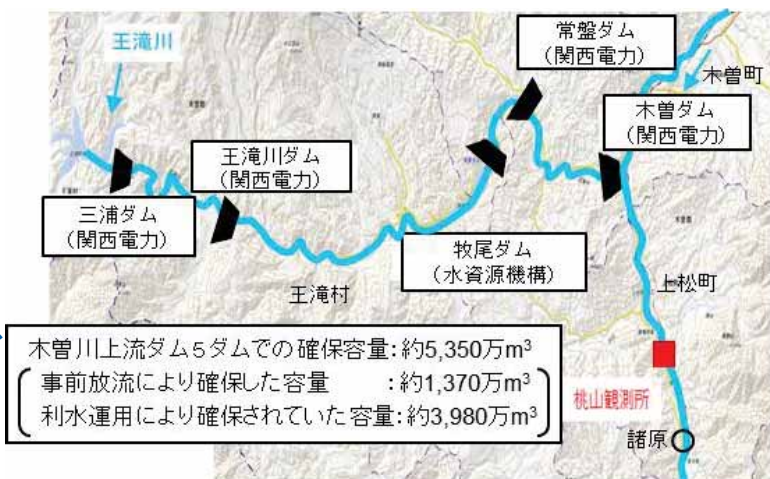


事前放流により洪水調節が可能な時間をより長く確保
 ▶ダムが満水になり流入量をそのまま放流することとなる異常洪水時防災操作を回避・軽減

治水等(多目的)ダムにおける事前放流

施策の効果(事例)

令和4年台風14号においては、過去最多の129ダム(うち、利水ダム77)で事前放流を実施し、約4.2億m³の容量を確保しました。



施策推進のポイント

- ・事前放流を効果的に行うためには、降雨予測が重要であり、降雨予測の精度向上の取組を、気象庁と連携して進めています。
- ・また、AIを活用したダム流入量予測の高度化についても検討を進めています。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
 流水管理室 TEL 03-5253-8449

霞堤の活用

霞堤のもつ様々な機能・役割

概要

霞堤は、急流河川に比較的多い不連続の堤防で、主に洪水時に上流で氾濫した水を河道に戻すため、過去から伝統的に活用されてきたものです。勾配や地形によっては、洪水の一部を一時的に貯留する機能を有する場合があります。

施策推進のポイント ※【】は実施主体

霞堤の機能や形成過程は河川毎に異なり、背後の土地利用の状況や水に浸かる頻度なども様々です。

そのため、霞堤の取扱いについては、治水上の効果だけでなく、地域の認識や歴史的な経緯などを踏まえ検討する必要があり、流域関係者間で連携し、流域あるいは地域ごとに方針を議論していくことが望ましいです。

霞堤の保全にあたって、以下のような対策を実施している事例があります。

- ・ 上空写真を撮影して周辺の土地利用状況を把握、霞堤毎に期待される効果の検討を実施します 【河川管理者】
- ・ 霞堤地区において盛土や工作物により機能を阻害しないような土地利用ルールの検討を実施します 【市町村】
- ・ 霞堤地区内の浸水被害軽減のための対策計画の策定、浸水状況等の情報提供などのソフト対策、浸水の頻度・面積・時間を軽減可能なハード対策（小堤等）を実施します 【河川管理者、市町村】

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局
治水課 TEL 03-5253-8452

機能・役割

① 氾濫流・内水排除機能

主に急流河川において、洪水時の氾濫水を速やかに河道に戻すことができるとともに、平常時は堤内の水を河道に導く機能を有します。



霞堤の事例(黒部川水系)

② 洪水調節機能

勾配や地形によっては、開口部から侵入した洪水の一部を一時的に貯留する機能を有します。



霞堤後背地での貯留(左:五ヶ瀬川水系、右:雲出川水系)

③ 生態学的機能

洪水時、生物の一時避難場所になるとともに、河川と流域を生息域とする魚類等の連続した環境や生物多様性を維持する機能を有します。



本川と支川の連続した環境に生息する生物(五ヶ瀬川水系)

④ 文化的価値

前近代の治水技術を伝える貴重な土木遺産。

※その他、本川堤の内外水差が小さくなり、パイピングを抑える機能なども有します。



H24土木遺産に認定された霞堤(手取川水系)

参考資料: 応用生態工学会 24(2), 2019年台風19号(令和元年東日本台風)災害を踏まえた治水・環境への提言, 中村 太士ほか, 2022

1 氾濫を防ぐ・減らす ــــــــــــــــــــــــ 洪水氾濫の防止

#3 排水施設・ポンプ（河川）

目的

洪水氾濫の防止(排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則)

根拠法令・計画等

河川法、河川整備計画
特定都市河川浸水被害対策法、
流域水害対策計画

支援

予算・税制

(直轄)

流域治水整備事業

(補助)

特定都市河川浸水被害対策推進事業 等

技術的支援

・内水処理計画策定の手引き
(平成7年2月)

・内水対策の取り組みについて
(平成14年4月23日 国河治発第19号)

施策推進のポイント

内水対策に係る計画作成は、支川の河川管理者が主体となって実施する必要があります。計画作成にあたり、本川・支川の河川と流域での対策を組み合わせ、効果的なメニューとなるよう、本川の河川管理者や地方公共団体との連携が重要です。

- ・平成30年7月豪雨により、住宅等の浸水被害が多く発生した下弓削川において、国県市が連携し総合内水計画を策定しました。
- ・関係機関が連携し、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を実施中です。

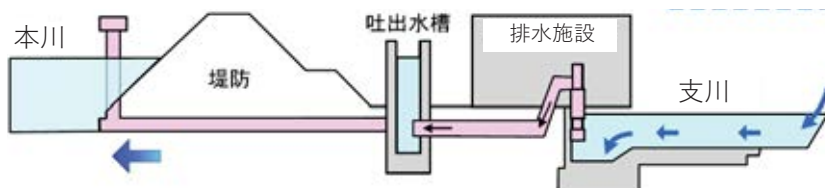
施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

施策の内容

概要

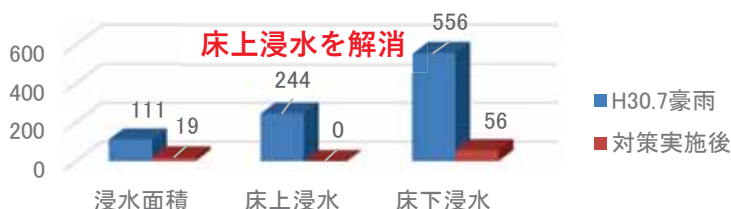
・洪水により、本川の水位が高くなり、自然排水が困難となるため、支川の洪水を強制的に本川に排水する施設です。



本川と支川の合流点部の設置する排水施設のイメージ

施策の効果(事例)

・筑後川水系下弓削川では、平成30年7月豪雨で床上浸水が244戸発生しています。そのため、河川管理者が実施する河道整備や排水施設機能向上対策と、地方公共団体等が実施する土地利用規制や流域内貯留施設の整備等の流域対策を実施することで、床上浸水被害の解消を図ります。



#4 排水施設・ポンプ（下水道）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

根拠法令・計画等

下水道法
下水道事業計画

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業 等

技術的支援

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

- ・雨水ポンプ場は、排水区域内の雨水を自然に排水することができない地盤の低い地域において、管きよで流下させた雨水を、ポンプで揚水して公共用水域に放流するために設けます。



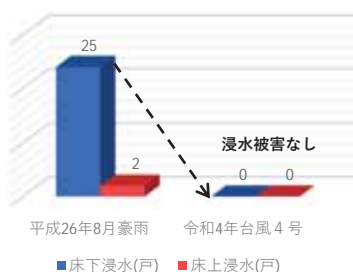
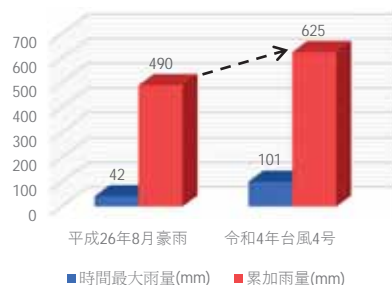
雨水ポンプ場



雨水ポンプ

施策の効果(事例)

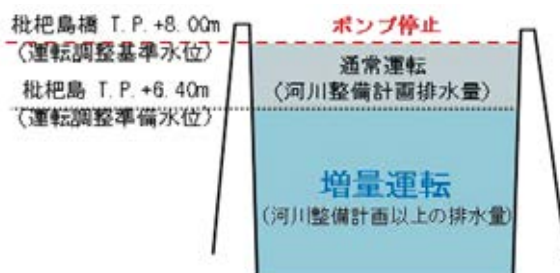
- ・高知県中土佐町久礼地区では、平成26年8月豪雨（時間最大42mm/h）により床下浸水25戸、床上浸水2戸が発生しました。
- ・5年確率78.8mm/hの計画降雨に対応するため、久礼排水ポンプ場に、排水ポンプ1台を増設しました。（令和元年度完成）
- ・令和4年台風4号に伴う豪雨（時間最大101mm/h）で効果を発揮し、久礼地区での浸水被害はありませんでした。



施策推進のポイント

放流先の河川管理者等との連携が重要です。

- ・名古屋市では、浸水被害の早期軽減のため、河川水位に応じて排水量を変更する「2段階運転調整」を実施することで、既存の河道能力を最大限活用し、整備計画排水量以上のポンプ増強を実施しました。
- ・河川低水位時は整備計画以上の排水を行い、枇杷島水位観測所の水位が運転調整の準備水位（T.P. +6.40m）に達した時点で整備計画排水量まで排水量を抑制。更に水位が上昇し、運転調整の基準水位に達した場合にポンプ排水を停止します。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

1 氾濫を防ぐ・減らす ————— 内水の排除

国・都道府県・
農業水利施設管
理者等

#5 用排水施設・ポンプ（農業水利施設）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で
設置・管理することが原則）

※農業水利施設は設置者と管理者が異なる
場合があります。

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

国営かんがい排水事業
水利施設等保全高度化事業
国営総合農地防災事業
農村地域防災減災事業 等

技術的支援

・土地改良事業計画設計基準 等
（国営土地改良事業の実施に当たり、農
業用の用排水路や排水機場等の設計・
施工に際しての基準を定めており、補
助事業等についてもこの基準等を参考
に準用できる）

施策の内容

概要

・農業用の用排水路や排水機場、排水樋門等を整備することにより、
農地のみならず市街地や集落の湛水防止又は軽減が図られます。

用排水路や排水機場、排水樋門等の整備

・老朽施設の改修やポンプの増設等により、農業水利施設の機能
回復や能力増強が図られ、湛水被害の防止又は軽減します。



農業用の水路網(クリーク)の整備

・クリークの護岸整備や堆積土
砂の撤去により、クリークの一
時貯留機能を強化するとともに、
大雨の前に事前放流することで
湛水被害を防止又は軽減します。

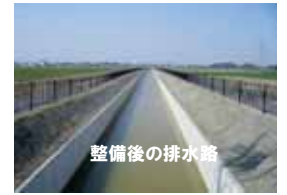


クリークの貯留イメージ

施策推進のポイント

農地や農業用施設の湛水被害を防止 （埼玉県比企郡吉見町）

- ・降雨形態の変化や都市化の進行に伴う洪水量の増加
から、豪雨の際、農作物や農地等の浸水被害が増加
しています。
- ・排水機場及び排水路の改修により地区内の排水能力
が向上し、豪雨時の湛水被害の発生を防止するこ
とができます。
- ・事業完了後は、農作物や農地・農業用施設の被害が
ゼロになります。



施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課	：国営かんがい排水事業	TEL 03-6744-2206
	：水利施設等保全高度化事業	TEL 03-3502-6246
防災課	：国営総合農地防災事業	TEL 03-3502-6430
	：農村地域防災減災事業	TEL 03-6744-2210

#6 排水施設・ポンプ（普通河川・水路）

目的

内水の排除（排水元の管理者の責任で設置・管理することが原則）

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

—

技術的支援

・#3 排水施設・ポンプ（河川）p.10を参考

施策の内容

概要

・洪水が発生した場合、本川の河川水位が高くなり、普通河川に逆流が生じないように樋門を全閉します。普通河川や水路に設置される排水施設・ポンプは、樋門が閉鎖した際に宅地側に降った雨水で浸水被害が発生しないよう、強制的に本川に排水するための施設です。



普通河川の管理者による排水施設の設置（茂原市）



普通河川の管理者による排水状況（三次市）
※移動式排水施設は市が管理

施策推進のポイント

- ・一宮川流域では、過去30年間で4度の浸水被害が生じたことを踏まえ、令和元年10月洪水と同規模の洪水に対して、家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携した事業を実施中です。
- ・千葉県茂原市では、内水対策に取り組まれており、一宮川と普通河川の合流点にある樋管のゲートにポンプを整備し、被害の軽減に努められています。

一宮川水系流域治水プロジェクト

○気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる流域関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（河川での対策、内水対策、雨水貯留浸透対策）

一宮川流域浸水対策特別緊急事業（～R11）

○令和元年と同規模の降雨による家屋、主要施設の浸水被害ゼロ*

*上流域・本川については、一宮川上流域・本川における治水対策検討会及び地元意見交換会における地域の意見を踏まえて、家屋の改修、車庫等利用施設の床・浸水被害の軽減を目標とした治水対策(国)をとりまとめ、浸水市町村長と集まる一宮川流域治水対策会議にて合意された。

河川での対策

- 年超過確率1/10降雨で河川氾濫させない
 - ・中下流域の河道拡幅、調節池整備（河川激甚災害対策特別緊急事業等）
 - ・上流域・支川の河道改修、調節池整備等
 - ・竹木の伐採、堆積土の撤去

内水対策

- ・下水道整備
- ・ポンプ増強
- ・貯留施設、等

雨水貯留浸透

- ・ため池雨水貯留
- ・水田雨水貯留
- ・各戸貯留 等

土地利用施策

- ・建築の構造規制誘導
- ・浸水防止設備 等

二線堤 集団移転

被害対象を減少させるための対策

浸水想定区域図、ハザードマップの公表

- 危機管理型水位計の設置
- 監視カメラの設置
- 水害対応タイムラインの作成
- マイ・タイムラインの作成
- 啓発・教育
- 流域治水に対する経済的支援 等
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（ソフト対策）

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

#7 雨水貯留浸透施設（調整池・公共施設）

目的

河川への流出抑制
市街地等の浸水の防止

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画
施設に係る法令・条例等

支援

予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業
流域貯留浸透事業

技術的支援

- 雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- 増補改訂 流域貯留施設等技術指針（案）（令和3年2月（公社）雨水貯留浸透技術協会）
- 流域貯留浸透施設のご紹介（（公益）雨水貯留浸透技術協会）

施策の内容

概要

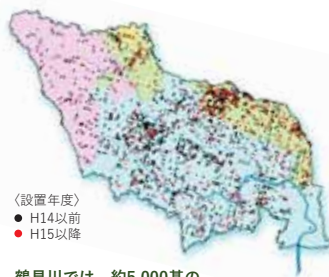
- 雨水貯留浸透施設は、主に小流域での氾濫や内水による浸水被害の軽減への効果が期待されるものであり、民間事業者の協力・連携による整備も含め、取組を全国で展開しています。
- 地方公共団体においては、施設整備のほか、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策をルール化すること等が考えられます。



施策の効果(事例)

- 鶴見川流域では、河川・流域の分担等の総合的な治水対策を進めており、令和元年東日本台風の際、約370万㎡が貯留（流域分：279万㎡）され、約0.7mの水位低減効果※があったと試算されています。

※亀の子橋地点



＜設置年度＞
● H14以前
● H15以降

鶴見川では、約5,000基の雨水貯留浸透施設が整備済み

鶴見川流域内の防災調整池等位置図

鶴見川流域水害対策計画 流量分担

河川名	鶴見川					
	鶴見川	矢上川	早瀬川	鳥山川	恩田川	都泉川
地点	末吉橋	第三京浜	都泉境	江川合流前	袖木川合流前	砂田川合流前
目標降雨	戦後最大	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10
合計流量	2,110	1,080	240	200	210	65
流出抑制対策	250 (11.8%)	250 (23.1%)	70 (29.2%)	20 (10.0%)	70 (33.3%)	5 (7.7%)
雨水浸透阻害行為の対策工事等	205 (9.7%)	225 (20.8%)	65 (27.1%)	20 (10.0%)	65 (31.0%)	5 (7.7%)
地方公共団体等が実施する対策	15 (0.7%)	25 (2.3%)	5 (2.1%)	-	5 (2.4%)	-
下水道管理者が実施する対策	30 (1.4%)	-	-	-	-	-
河道・洪水調節	1,860	830	170	180	140	60

施策推進のポイント

- 都市部では、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※に加え、再開発等の機会を捉えた対策の促進や、開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策を促進する視点が重要です。
- 地方部も同様に、新たな宅地開発や圃場整備等が流出増につながるおそれがあることも考慮し、都市部と同様の対策のルール化※に加え、既存のため池や田んぼや、国有地の活用や耕作放棄地等の活用を含め、流域内の既存ストックも活用し、雨水貯留浸透機能の確保を積極的に進める視点が重要です。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。

- また、雨水貯留浸透施設（土地）の効果的な整備・運用の観点からは、平常時における都市部の貴重なオープンスペース、公園やビオトープ等としての多目的複合利用や、グリーンインフラとして活用する視点も重要です。



防災調整池を平時はテニスコートとして利用（横浜市）



学校施設を活用した雨水貯留の取組

上：校庭周囲に設置した小堤による貯留（兵庫県）
下：敷地の地下に貯留施設を設置（西宮市）



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

#8 雨水貯留浸透施設（下水道）

目的

排水区域内の浸水の防止

根拠法令・計画等

下水道法
下水道事業計画

支援

予算・税制

大規模雨水処理施設整備事業 等

技術的支援

- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策の内容

概要

- ・近年、都市化の進展等に伴い、市街地における雨水の浸透面積が減少し、雨水流出量が増大するとともに短時間に雨水が流出しています。そのため、河川改修や下水道整備によって雨水を排除することに加え、雨水を貯留・浸透させ流出時間を遅らせたり、雨水流出量を減少させる雨水流出抑制対策を推進する必要があります。



雨水貯留管



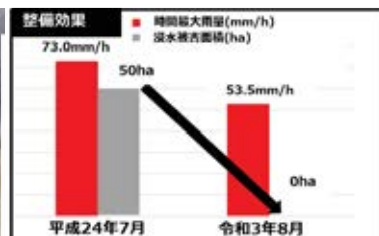
雨水調整池

施策の効果

- ・熊本県八代市では、平成24年7月の豪雨（時間最大73.0mm/h）により浸水被害面積50haが発生し、雨水調整池を公園の地下に整備しました。
- ・令和3年8月13日の豪雨（時間最大53.5mm/h）においては、浸水被害面積0haになるなど、浸水被害の防止に大きく寄与しました。



雨水調整池

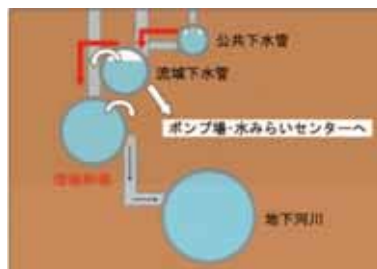


整備効果

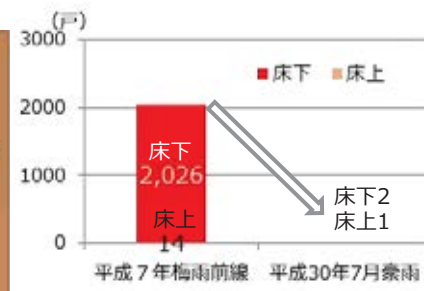
施策推進のポイント

河川と下水道が連携した取組みが重要です。

- ・大阪府寝屋川流域では、増大する雨水流出量に対応するため、既存の下水管の能力不足を補う第二の下水管として「増補幹線」を計画し、その放流先を河川事業で実施する地下河川としました。
- ・平成30年7月豪雨では、地下河川や増補幹線等の整備により、過去の同程度の降雨時に比べ、浸水被害を大幅に軽減することができました。



増補幹線と地下河川の関係図



浸水被害の比較

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
TEL 03-5253-8432

#9 雨水貯留浸透施設（民間施設）

目的

市街地等の浸水の防止

根拠法令・計画等

下水道法
 特定都市河川浸水被害対策法
 流域水害対策計画
 施設に係る法令・条例等

支援

予算・税制

特定都市河川浸水被害対策推進事業
 下水道浸水被害軽減総合事業
 流域貯留浸透事業
 固定資産税の特例措置

技術的支援

- ・官民連携した浸水対策の手引き（案）（令和3年11月）
- ・雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）
- ・下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）
- ・雨水浸透施設の整備促進に関する手引き（案）（平成22年4月）
- ・下水道施設計画・設計指針と解説（2019年版 日本下水道協会）

施策推進のポイント

- ・雨水貯留浸透機能の確保に関する民間の取組を促進する観点からは、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化※や、流出を減少させる効果を発揮する施設の整備に係る国の支援制度（最大で国補助率：1/2）の活用が効果的です。
- ・また、個別住宅等の小規模施設に対する助成制度を導入している事例があります。

※「施策コラム②特定都市河川 p.19」が参考となります。

施策の内容

概要

・民間事業者等による流出抑制対策の促進においては、開発等に伴う流出増を抑える流出抑制対策のルール化に加え、

- ①再開発等の機会を捉えた対策
- ②開発等の際に流出増を抑える以上の効果（流出を減少させる効果）を生み出す対策

等により、主に小流域における氾濫や内水による浸水被害の軽減に向けた協力・連携を図ること等が考えられます。

〈藤沢市の事例〉

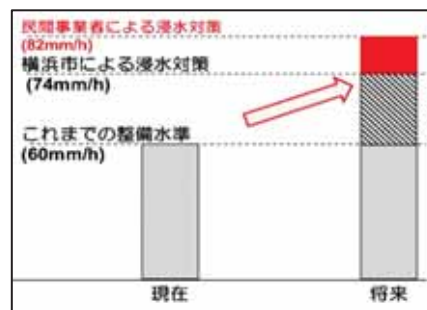
- ・平成26年頃から病院事業の具体化を契機として、改正下水道法に基づく浸水被害対策区域に指定
- ・病院建設に合わせ、病院駐車場に雨水貯留施設を病院事業者が整備（総貯留：1,835m³）
- ・国・市が施設整備（流出減少分）に対する補助を実施



完成後イメージ図

施策の効果

・横浜市では、駅周辺における大規模開発において建物敷地内に雨水貯留施設の設置を基本ルールとして位置づけることで、民間事業者と連携した雨水貯留施設の整備を推進し、50年確率降雨（約82mm/h）への対応を目指しています。



開発等による雨水流出増を抑える流出抑制対策のルール化



住宅等に設置する雨水貯留浸透施設に対する助成

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
 TEL 03-5253-8455

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
 TEL 03-5253-8432

#10 ため池の活用

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画

支援

予算・税制

農村地域防災減災事業
農業水路等長寿命化・防災減災事業
(ため池の洪水調節機能の増進や低水位管理を行うために必要な整備を支援)

水利施設管理強化事業

(流域治水のために行うため池の低水位管理の取組に要する費用(人件費、ICT機器の設置・運用等)を支援)

技術的支援

- ・ため池の洪水調節機能強化対策の手引き
(平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課)

施策の内容

概要

【ソフト対策】

降雨前の事前放流による低水位管理

降雨予測等をもとに、ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保します。

期別の低水位管理

非かんがい期は常時低水位管理を行うなど、期別毎に水位を設定して空き容量を確保します。



【ハード対策】

洪水調節容量を確保するための取組として、ため池の堤体の嵩上げ、洪水吐きスリット(切り欠き)の設置、廃止予定のため池を活用するための整備を行います。

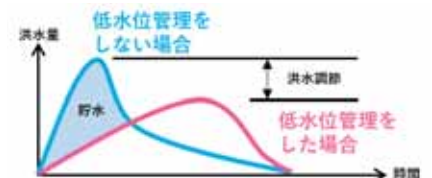


▲スリットの設置状況



施策の効果

- ・降雨時の流水をため池に貯留することにより、下流域の洪水を軽減することができます。



施策推進のポイント

期別の低水位管理の取組事例(佐賀県武雄市)

- ・令和元年佐賀豪雨による浸水被害を受け、県、関係市町、ため池管理者によるため池の洪水調節機能の活用に係る検討会を実施しました。
- ・令和3年度より、営農に支障が出ないよう、代掻き後の7月から11月までの間、低水位管理を行い、総貯水量の約4分の1を空き容量として確保しています。
- ・大雨後、下流域の状況を踏まえながら速やかに放流量を調節するための緊急放流ゲートを整備中です。
- ・また、ため池の貯水状況をリアルタイムで確認できるカメラや水位計を設置予定です。



▲低水位管理の様子

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 防災課 防災・減災対策室
TEL 03-6744-2210

#11 「田んぼダム」

目的

農地等の浸水の防止

関係法令・計画等

土地改良法、土地改良長期計画
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

支援

予算・税制

農地耕作条件改善事業
多面的機能支払交付金 等

技術的支援

- 「田んぼダム」の手引き
(令和4年4月 農林水産省農村振興局整備部)



農水省ウェブサイトに掲載

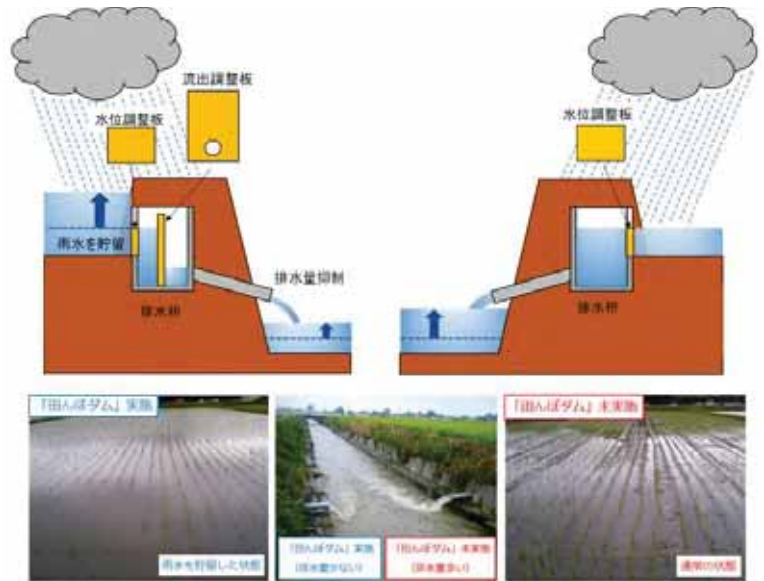
施策の内容

概要

- 「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の湛水被害リスクを低減するための取組です。
- 水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

【「田んぼダム」を実施】

【「田んぼダム」を未実施】

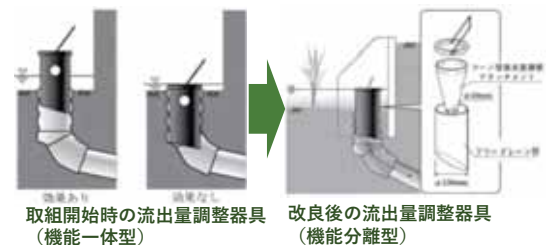


施策推進のポイント

農家の負担を最小限にし、交付金等の活用による継続的な支援体制の構築がポイント

-----「仕掛け」と「仕組み」で高い実施率を実現(新潟県見附市の取組)-----

- 取組開始時は、規模の小さな降雨も貯留する器具（機能一体型）を導入しました。しかし、田面の排水が滞るため営農の妨げになり、農家が田面位まで調整管を下げ「田んぼダム」の効果が発現しなくなる状態になってしまいました。
- そこで新潟大学の協力で新たな流出量調整器具（機能分離型）を開発。小規模な降雨は貯留せず通常と同様に排水され、大規模な降雨のみ貯留し、安定した排出量の抑制が可能になりました。この器具では、農業者は「田んぼダム」に取り組んでいることすら意識せず営農しているとのこと。
- 「水田の畦畔」を水田の多面的機能の発揮に必要な不可欠な集落共同の施設と位置付け、畦畔の草刈り日当の支払い、排水口周辺及び法面の補修、「田んぼダム」に係る緊急時の点検作業や調整管の破損部品の取替えなどの費用を多面的機能支払交付金から拠出しました。
- 「田んぼダム」を社会的効用の向上を目指した施策として、市が実施すべき事業を農家に委託するという考えの下、調整管一カ所に対して、耕作者に毎年500円の「委託料」を支払い、直接的なインセンティブになりました。



取組開始時の流出量調整器具（機能一体型） 改良後の流出量調整器具（機能分離型）



見附市の「田んぼダム」支援スキーム

施策に関する問合せ

農林水産省 農村振興局 農地資源課 TEL 03-3502-6277

特定都市河川 (流域治水関連法※の中核をなす制度)

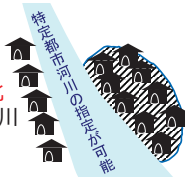
※「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

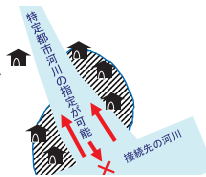
市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



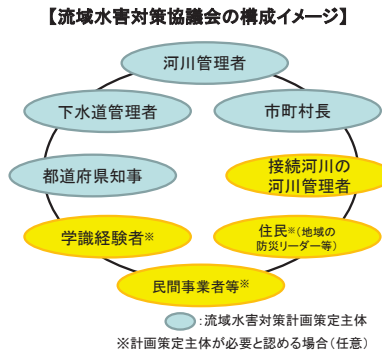
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



- (協議会設置)
国土交通大臣指定河川:設置必須
都道府県知事指定河川:設置任意
- (構成員)
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- (協議事項の例)
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整
- ➡ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象: 民間事業者等
- 規模要件: ≥30m³ (条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象: 地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象: 公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅を除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする
推進(防災集団移転促進事業等)



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

#12 貯留機能保全区域

目的

貯留機能の保全（浸水の許容）

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

予算・税制

固定資産税等の特例措置

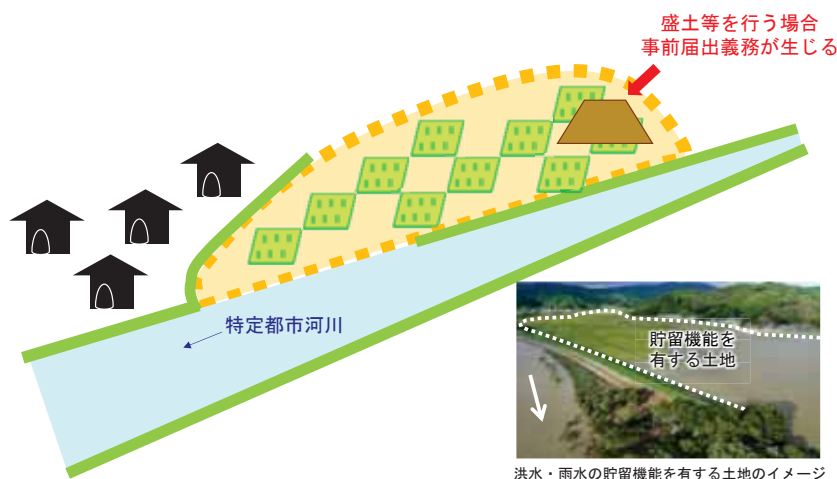
技術的支援

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）
- ・ 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）

施策の内容

概要

- ・ 貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- ・ 貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- ・ 都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。



貯留機能保全区域のイメージ

施策推進のポイント

- ・ 貯留機能保全区域の指定に当たっては、当該河川の整備及び管理、流域の水災害リスクや土地利用形態等の様々な情報に基づく検討が必要であり、また、指定に対する土地所有者の理解及び同意を得る必要があることから、当該土地における洪水・雨水の貯留による下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響等を明らかにした上で、それらの効用を分かりやすく示すことが望めます。
- ・ 住宅等が立地する地域は、貯留機能を有する土地であっても指定の対象外となると想定されますが、二線堤の築造等の資産の浸水防護措置を講じた上で、当該地域のうち、住宅が立地していない地域を貯留機能保全区域に指定することは流域における貯留機能の確保の観点から有効な手段であり、土地利用形態や住宅等の立地状況等を踏まえ、必要に応じて浸水防護措置と併せて検討することが望めます。



区域指定と併せて実施する二線堤の築造*等のイメージ

*貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤の築造については、特定都市河川浸水被害対策推進事業により国の補助を受けることができます

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

#13 浸水被害防止区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

特定都市河川浸水被害対策法
流域水害対策計画

支援

技術的支援

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について
(令和4年11月1日国都安第49号、国都計96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号)
- ・ 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（改訂予定）
- ・ 浸水被害防止区域内の建築物に係る構造計算・設計マニュアル（発行予定）
- ・ 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

施策の内容

概要

- ・ 浸水被害防止区域は、特定都市河川流域内で、洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物の損壊・浸水により住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、都道府県知事が指定することができる制度です。
- ・ 特定都市河川浸水被害対策法に規定される開発・建築の制限に加え、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となる等、立地規制に係る規定の対象区域です。
- ・ また、厚生労働省では、浸水被害防止区域を含む災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外としています。

開発の原則禁止

- 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする(R4.4~)

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化

- 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
<厚生労働省にてR3年度より運用開始>

(参考)災害レッドゾーン

- ・ 浸水被害防止区域(R3.11施行)
- ・ 災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域

市街化調整区域内の開発許可の厳格化

- 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外(R4.4~)

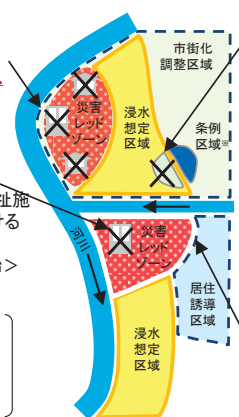
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

(参考)災害イエローゾーン

- ・ 浸水想定区域
(土地利用の動向、浸水深(3.0mを目安)等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る)
- ・ 土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外

- 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外



施策推進のポイント

- ・ 浸水被害防止区域は、新たな居住に対する立地規制や建築の事前許可制とあわせて、区域内の既存住宅を対象に被災前に安全を確保するための移転や嵩上げ等への支援が可能であり、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。
- ・ 水災害に関する防災まちづくりの一般的な考え方について示した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」でも、想定されるハザードの外力が大きく頻度が高い区域で、都市的土地利用を避けることとした区域における土地利用規制の手法の1つとして、同区域が紹介されており、制度の活用に当たって参考とすることができます。

浸水被害防止区域における安全措置

(特定都市河川浸水被害対策法)

- 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認

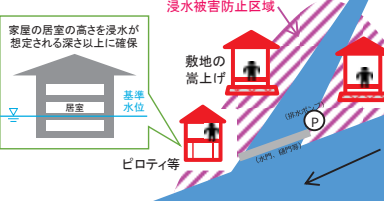
- 一 住宅(非自己)・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全に必要な措置を講ずる
- 一 住宅・要配慮者施設の建築行為について、
 - ・ 居室の床面の高さが基準水位以上
 - ・ 洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策(嵩上げ等)を支援

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域を追加

<R4年度予算より>



被災前に安全な土地への移転を推進

(防災集団移転促進事業)

- 災害危険区域に加え、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加

- 最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(がけ地近接等危険住宅移転事業)

- 災害危険区域等に加え、浸水被害防止区域等を追加 <R4年度予算より>

浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

2 被害対象を減らす ————— 新たな居住に対し、立地を規制する ————— 居住者の人命を守る

市町村・都道府県

#14 災害危険区域

目的

新たな居住に対し、立地を規制する
居住者の人命を守る

根拠法令・計画等

建築基準法
(規制内容は条例で規定)

支援

予算・税制

—

技術的支援

- ・出水等に関する災害危険区域の指定事例等について（令和2年9月4日付事務連絡）
- ・水災害対策への災害危険区域制度の活用について（令和3年6月9日付事務連絡）

施策の内容

概要

- ・地方公共団体は、条例で、出水、高潮等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができます。
- ・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、条例で定めます。
- ・平成29年7月洪水の浸水実績を踏まえ、雄物川激甚災害対策特別緊急事業で整備した「輪中堤」で守られる範囲以外を大仙市が「災害危険区域」として指定し、居住の用に供する建築物について、地盤面の高さ制限、主要構造部の構造規制及び居室の高さ制限等を設定しました。



大仙市災害危険区域図

施策の効果

- ・大仙市による対象地区住民への意向調査を実施したうえで、輪中堤による治水対策と災害危険区域の指定による建築物の立地規制を治水部局（国）と建築部局（大仙市）が計画し、双方が連携した流域治水施策として実施しています。
- ・過去幾度も浸水被害を受けてきた集落の浸水リスクの早期軽減や、地域における住まい方の工夫による被害軽減の効果が期待されています。



移転先宅地造成完了状況



移転家屋の建設が進む状況

施策推進のポイント

- ・災害危険区域は、いわゆる「災害レッドゾーン」の1つとして、都市計画法に基づき自己居住用住宅以外の開発が原則禁止となるとともに、立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外となるなど、その他の法令等に基づく立地規制に係る規定の対象となる場合があります。そのため、地域の関係者との丁寧な合意形成が重要となります。
- ・区域内の既存不適格住宅等を対象に災害発生前に安全を確保するため、移転（防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業）や、改修等（災害危険区域等建築物防災改修等事業）の支援制度を活用することができますので、これら支援制度の活用を地域の関係者との合意形成に役立てることも考えられます。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室 TEL 03-5253-8514

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

#15 住宅等の防災改修（嵩上げ・ピロティ化等）

目的

既存の住居に対し、住まい方を工夫する

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

災害危険区域等建築物防災改修等事業

支援内容

(1) 対象区域

- ・ 災害危険区域（災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む）
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 浸水被害防止区域

(2) 防災改修等の対象となる住宅・建築物

- ・ 既存不適格の住宅・建築物（区域指定等による建築制限等に適合しないものに限る）等
- ・ 上記に該当することが予定される住宅・建築物

(3) 交付率 国1/2

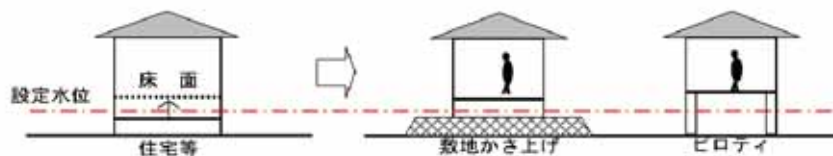
注）建替後の住宅・建築物は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります
地方公共団体が建替える建築物はZEB水準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・ 近年、激甚・頻発化する水災害による被害を軽減するための施策として、災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定することにより、出水などによる危険の著しい区域における新たな住宅の立地規制や、住宅、建築物の構造規制を行うことで、水災害に対する住宅・建築物の安全性を高めることができます。
- ・ 災害危険区域等建築物防災改修等事業は、これら災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援するものです。

＜災害危険区域等内における建築制限のイメージ＞



【交付対象事業】

- ・ 災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ・ 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ・ 特定既存不適格建築物等※の防災改修等（ピロティ化、地盤に係る対応による居室の持ち上げ、建替え、避難空間の整備）

※既存不適格等の住宅・建築物（区域指定等により建築制限や許可基準に適合しなくなったもの）をいい、建築物は災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所または一時集合場所に指定されたものに限る

施策推進のポイント

- ・ 災害危険区域等の住宅等の構造基準等を定める区域指定が進むことにより、水害に対する居住の安全性が高められる一方で、区域内での住宅・建築物の新築や建替え等の際には建築制限が課されることになるため、区域の指定等にあたっては住民の方々への丁寧な説明が必要となります。
- ・ そのため、本事業では上記の各区域等を指定しやすい環境の整備と、区域指定することにより既存不適格等になる住宅等について、建築制限等に適合させる改修費用などの一部を補助することで、区域指定を行いやすくし、以て水災害に対する地域の安全性向上を図るものです。
- ・ 令和3年度以降に新たに指定された区域等または立地適正化計画における防災指針もしくは流域治水プロジェクト等を定めている地方公共団体における既存の区域等の内の住宅の場合は、補助上限額の嵩上げがあります。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

2 被害対象を減らす ————— 既存の住居に対し、移転を促す

#16 住居の集団移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
 集団移転促進事業計画

支援

予算・税制

防災集団移転促進事業

技術的支援

防災移転まちづくりガイダンス
 Ⅲ章 防災集団移転促進事業
 (防集事業) について

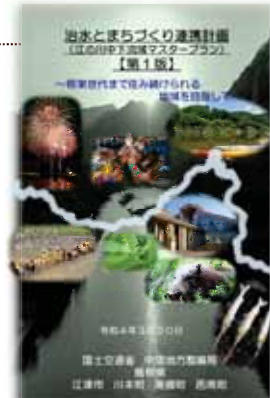


治水対策と集落維持の両立を目指した移転

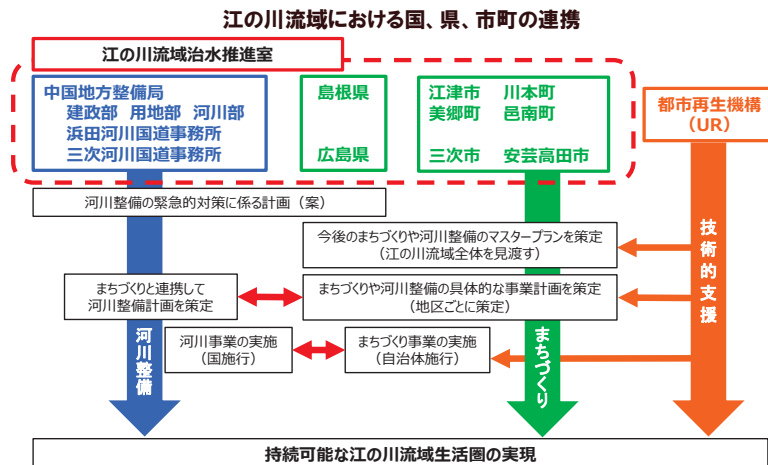
施策の内容

概要

- ・ 江の川では平成30年7月や令和2年7月の豪雨による洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、沿川市町村が連携して『治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）【第1版】』をとりまとめ、令和4年3月に策定・公表しました。
- ・ 沿川市町村は、「治水とまちづくり連携計画」に基づき、国、県とともに河川整備と連携し、防災集団移転促進事業等を活用したまちづくりを推進しています。



治水とまちづくり連携計画



施策の効果(事例)

- ・ 島根県美郷町は、港地区において地域コミュニティを維持しながら安全な場所に移転したいという地域の意向を踏まえ、防災集団移転促進事業により地区内の高台団地に住居を集約・移転することにより、安全の確保に取り組んでいます。

施策推進のポイント

- ・ 浸水被害の状況、人口・経済等の社会情勢、生業などを踏まえ、各地域の将来計画を関係行政機関が連携して検討・提案し、集団移転のみならず複数の対策について地域住民と意見交換を行いながら住民・行政が協働した地域づくりを進めることが重要です。
- ・ 防災集団移転促進事業は、地域住民の意向を調整し、市町村が事業主体となって行うまちづくり事業です。そのため、関係主体が緊密に連携してまちづくりの方向性を共有し、国や都道府県等による計画策定への助言、移転元地の家屋補償や関連工事への事業協力など、市町村が実施する事業に対して協力を行うことにより、実効性の高いものとするとともに、事業の円滑化を図ることが重要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局
 河川計画課 河川計画調整室 TEL 03-5253-8445
 治水課 TEL 03-5253-8455

国土交通省 都市局
 都市安全課 TEL 03-5253-8400

#17 住居の個別移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

-

支援

予算・税制

がけ地近接等危険住宅移転事業

支援内容

(1) 対象地区要件

- ・ 災害危険区域
- ・ がけ条例等の区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
- ・ 浸水被害防止区域
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(2) 対象住宅要件

- ・ 既存不適格住宅[※]
※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
※ただし、避難指示は、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

(3) 交付率

- ・ 国：1 / 2

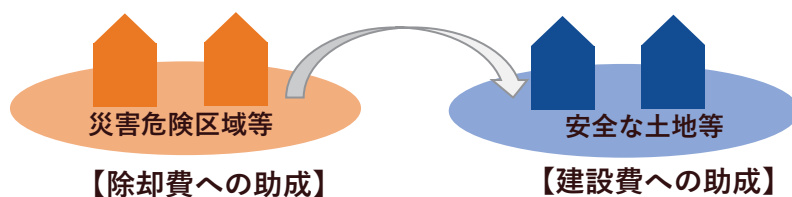
注) 危険住宅に代わる住宅を新築する場合は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・ 災害危険区域や浸水被害防止区域の区域内にある危険住宅の移転を促進するため対象地域の調査や、危険住宅の除却及び住宅の建設等の費用を助成する事業等を行う地方公共団体を支援します。

【引越費用等への助成】



施策の効果

- ・ 本制度を用いて約19,000棟の危険住宅除去が行われています。

【交付対象事業】

- ・ 事業推進費
対象地域の調査、事業計画の策定等
- ・ 除却等費
危険住宅の除却及び移転に要する費用を助成
- ・ 建設助成費
危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のための資金を借入れた場合における利子相当額を助成

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

#18 居住誘導区域、防災指針

目的

防災まちづくり

根拠法令・計画等

都市再生特別措置法
立地適正化計画
都市再生整備計画

支援

予算・税制

コンパクトシティ形成支援事業
都市構造再編集中支援事業
居住誘導区域等権利設定等促進事業 等

技術的支援

- ・水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）
- ・立地適正化計画作成の手引き（令和4年4月）
- ・まちづくりにおける防災・減災対策に係るパッケージ支援施策（令和3年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）
- ・防災コンパクト先行モデル都市を形成・横展開（令和2年7月コンパクトシティ形成支援チーム防災TF会議）

施策の内容

概要

・国土交通省においては、立地適正化計画制度により人口減少・高齢者の増加・拡散した市街地などの社会的課題に対し、コンパクトなまちづくりを進めています。居住誘導区域は立地適正化計画において、将来に渡り居住を誘導するエリアとして設定され、その設定において、現在及び将来に渡る人口分布や土地利用、都市機能等に加え、災害ハザードを踏まえた区域設定をすることで適切な防災まちづくりを推進しています。

・防災指針は、災害に強いまちづくりと併せた都市のコンパクト化を推進するため、立地適正化計画において誘導区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策を位置付けています。

施策の効果

・災害リスクを踏まえた住宅や日常生活に必要な都市機能の誘導、集約等により、災害リスクの高いエリアへの人口集中を軽減。



施策推進のポイント

- ・防災指針の検討に当たっては、人口・住宅の分布、避難路・避難場所や病院等の生活支援施設の配置などの現状及び将来の見通しと、想定される災害ハザード情報を重ね合わせる分析を適切に行い、地域防災計画等に位置付けられている各地域の警戒避難体制の構築状況等を勘案の上、災害発生により想定されるリスクを適切に確認することが必要です。
- ・災害リスクは想定する災害の規模と種類や、これに対して実施される対策の程度により様々であることから、治水部局は、防災まちづくりに取り組む自治体に対し、水害リスクマップや多段階の浸水想定図等を提供するだけでなく、必要に応じて、参考となる情報を併せて示すなど、丁寧に説明する必要があります。
- ・なお、災害リスクの相対的に低いエリアへの都市機能や居住の集約や誘導を図る事業を市町村等が行う場合においては、立地適正化計画に基づく取組であれば、都市構造再編集中支援事業等の活用が可能な場合があるため、必要に応じ活用することで円滑な事業推進を図ることが可能です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課
河川計画調整室 TEL 03-5253-8445

都市局 都市計画課 TEL 03-5253-8409
市街地整備課 TEL 03-5253-8413
都市安全課 TEL 03-5253-8400

#19 避難路・避難施設等の確保

目的

高台まちづくり

根拠法令・計画等

都市計画法

支援

予算・税制

都市安全確保拠点施設整備事業
固定資産税等の特例措置
(高規格堤防事業に伴う建替家屋)

施策の内容

概要

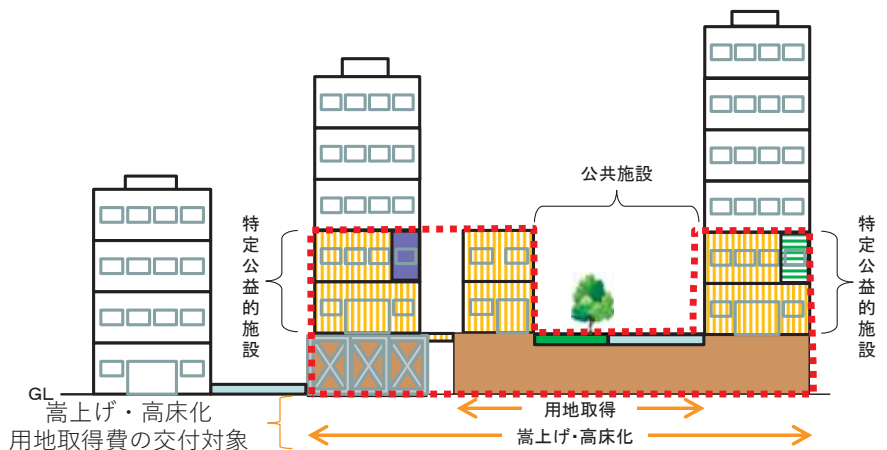
・ 溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが増著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地（都市計画法に基づく一団地の都市安全確保拠点施設に限る）の形成を支援します。



・ また、高規格堤防のために使用された土地に従前権利者が取得した建替家屋に係る固定資産税、不動産取得税を軽減します。

施策の効果

- ・ 一団地の都市安全確保拠点施設は、特定公益的施設（集会施設、購買施設、医療施設等）と公共施設からなります。
- ・ これらの施設は、避難場所としての機能を確保することに加え、滞在中に必要な生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供を行うことで居住者等の一定期間の滞在を可能とします。
- ・ また、税制優遇により高規格堤防に伴い移転される方の負担を軽減し、避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。



施策推進のポイント

- ・ 治水施設の整備を加速化させるとともに、施設では防ぎきれない大洪水等により大規模氾濫が発生しても、命の安全・最低限の避難生活水準が確保され、さらには社会経済活動が一定程度継続することができるよう、まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、高台まちづくりを推進することが重要です。
- ・ 具体的には、早い段階からの避難が出来なかった場合に備え、居住者等が垂直避難する空間と併せ生活関連物資の提供や医療サービスの提供等の機能を備えた拠点を形成することや、連絡デッキ等で建物を繋げ建物群を創出することが考えられます。また、河川管理者において避難高台にもなる高規格堤防の整備を推進します。

施策に関する問合せ

国土交通省 都市局 市街地整備課
TEL 03-5253-8413

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8455

水害リスクマップ

浸水頻度を示した新たなマップの作成と活用

概要

これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる「洪水浸水想定区域図（想定最大規模の降雨を対象）」を作成し公表してきました。

これに加えて、土地利用や住まい方の工夫及び防災まちづくりなどへの活用を目的として、発生頻度が高い降雨規模の浸水範囲と浸水頻度を図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」の作成・公表を進めています。

多段階の浸水想定図

水害リスクマップの作成にあたっては、その基礎情報として、降雨の年超過確率が1/10（高頻度）、1/30（中高頻度）、1/50（中頻度）、1/100（中低頻度）の4ケース、計画規模である1/150や1/200（低頻度）を追加した5ケースの浸水想定図を作成しています。

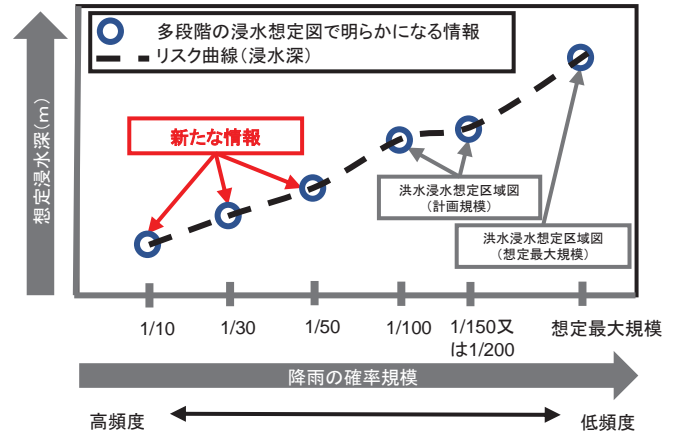
水害リスクマップ

水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度を図示したもので、特定の浸水深ごと（浸水深0m以上、床上浸水相当の浸水深0.5m以上、一階居室浸水相当の浸水深3m以上）に作成することとしています。

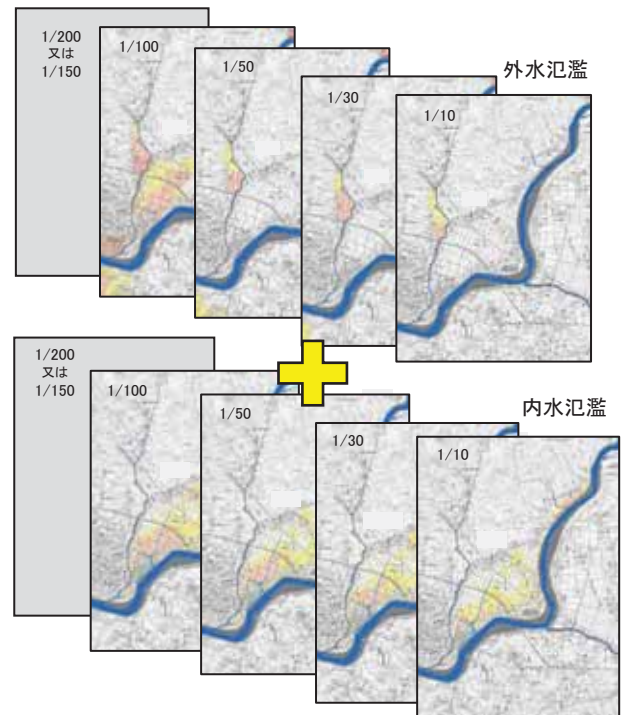
今後、水害リスクマップについては、国土数値情報などでオープンデータ化するとともに、流域治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用、住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進していきます。

問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室
TEL 03-5253-8460

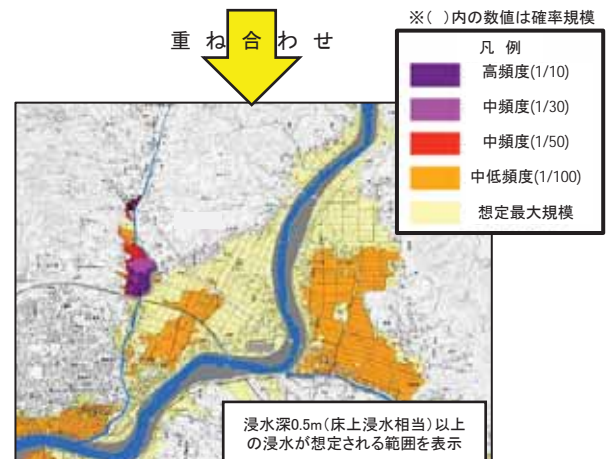


新たな水害リスク情報(イメージ)



多段階の浸水想定図

重ね合わせ



水害リスクマップ

#20 浸水被害軽減地区（盛土構造物等）

目的

氾濫拡大の抑制

根拠法令・計画等

水防法

支援

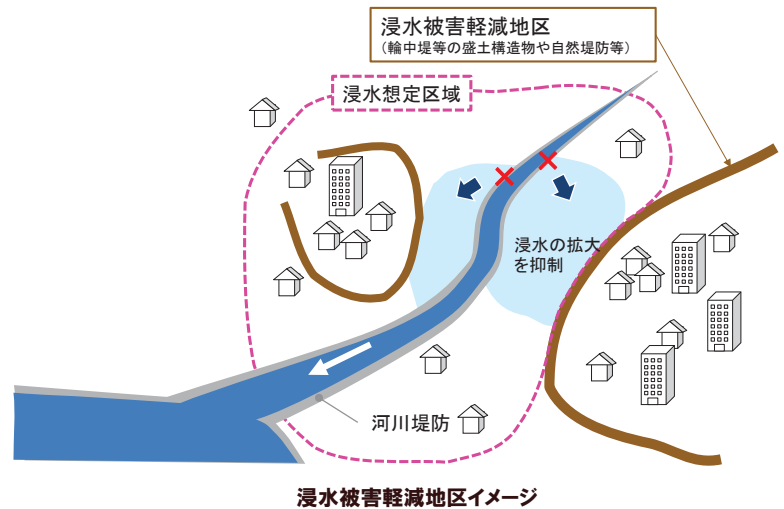
予算・税制

固定資産税等の特例措置

施策の内容

概要

・水防法により、洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤防や自然堤防等を水防管理者が浸水被害軽減地区として指定し、土地の改変等をしようとする者に対して、水防管理者への届出を義務付けることで、浸水抑制機能の保全を図るものです。



浸水被害軽減地区イメージ

施策の効果

洪水による浸水が地域に拡大することを防ぐ機能がある輪中堤や自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定し、従来からある浸水拡大防止機能や流域の遊水機能を維持しつつ、浸水被害の軽減を図ることができます。



施策推進のポイント

- ・流域治水の取組では、堤防などの河川内の治水対策に加え、流域の遊水機能等を保全することで、河川の急激な水位上昇を防ぐものにも重点が置かれています。
- ・そのため、遊水機能を維持・活用しつつ洪水をしのぐ霞堤箇所などにおいて、機能を維持した形で浸水被害軽減地区を指定し、一体的に保全を図ることで、流域治水を推進することも有効です。
- ・また、浸水範囲と浸水頻度を一元的に示した水害リスクマップ（浸水頻度図）を活用することにより、想定最大規模（低頻度）の洪水に対しては浸水被害の拡大を防御しきれないものの、中・高頻度の浸水に対しては浸水被害を防止する機能を有する自然堤防等を浸水被害軽減地区として指定することも有効です。
- ・浸水被害軽減地区の指定にあたっては、地権者からの同意を得やすくするため、税制特例措置も設けられており、流域治水を一層推進するため、積極的な指定が必要です。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

水害リスク情報整備推進事業
内水浸水リスクマネジメント推進事業
津波・高潮危機管理対策緊急事業

技術的支援

- ・小規模河川の氾濫推定図作成の手引き(令和2年6月)
- ・内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)(令和3年7月)
- ・高潮浸水想定区域図作成の手引き(令和3年7月)
- ・水害ハザードマップ作成の手引き(令和3年12月)

施策の内容

概要

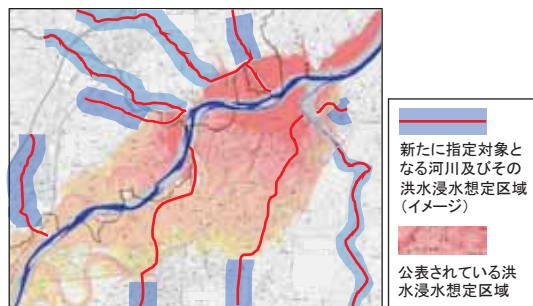
・近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生しています。水害リスク情報の空白域を解消するため、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道、海岸に拡大しています。



水害リスク情報の空白域における水害事例

施策の効果

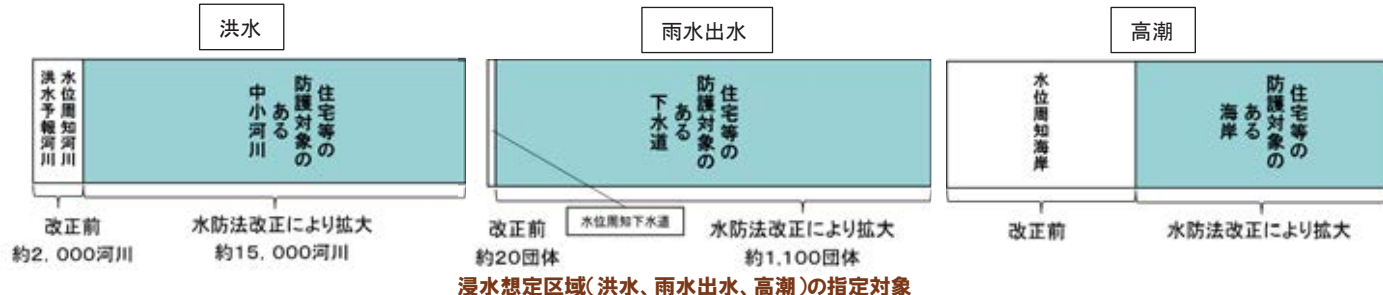
・住宅等の防護対象があり、円滑・迅速な避難確保等を図る必要がある、全ての一級・二級河川、海岸における水害リスク情報を提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難行動を促進します。



指定対象河川拡大イメージ

施策推進のポイント

・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,100団体が新たに指定対象として追加され、高潮(高潮浸水想定区域)では全ての海岸が指定対象となっています。



施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室
TEL 03-5253-8471

#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・訓練

目的

避難の確保(平時)

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

技術的支援

- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材

施策の内容

概要

・ 水防法に基づき、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられます。



避難確保計画(記載例)



避難訓練のイメージ

施策の効果

・ 令和4年8月の大雨において、福島県喜多方市の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、利用者を無事に避難させることができました。



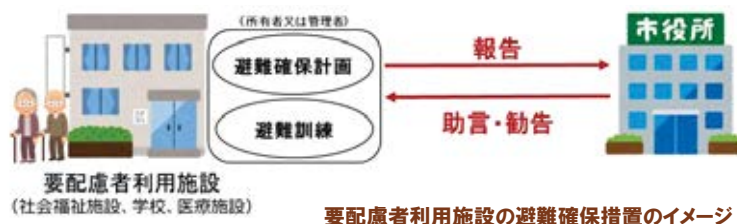
避難訓練の様子
(けいわ苑提供)



浸水時の状況
(喜多方市提供)

施策推進のポイント

・ 令和3年水防法等の改正により、施設管理者等から市町村に訓練実施の報告をすることが義務化されるとともに、市町村が施設管理者等に対し避難確保計画の内容について助言・勧告できる制度が創設されました。要配慮者利用施設の避難の実効性確保のためには、避難訓練を継続的に実施し、必要に応じて避難確保計画を見直すことが重要です。



要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
水防企画室 TEL 03-5253-8460

#23 迅速・円滑な避難（避難のための情報発信）

目的

避難の確保（災害時）

根拠法令・計画等

災害対策基本法・気象業務法・水防法
大規模氾濫減災協議会
(減災に係る取組方針)

支援

予算・税制

—

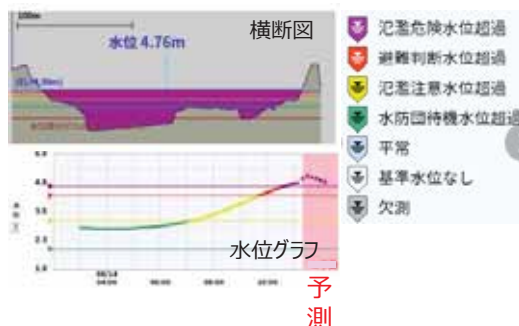
技術的支援

- 川の防災情報
(<https://www.river.go.jp/>)
- 危機管理型水位計運用協議会
(<http://www.river.or.jp/koeki/riverwaterlevels/portal.html>)

施策の内容

概要

- 災害時の迅速・円滑な避難判断に必要な雨量や河川水位、河川カメラ映像などの観測情報や洪水予報やダム放流通知、水防警報などの予報・警報の発信を推進しています。



川の防災情報による
河川水位などの提供

施策の効果

- 観測情報や警報情報の発信を推進することにより、避難所開設などの事前準備や避難指示などの判断に資するものです。



施策推進のポイント

- 地域住民が迅速・円滑な避難行動を行うためには、市区町村による避難先の確保や避難誘導のための的確な避難指示の発令など地域住民が迷わないための事前準備や情報発信が必要です。
- 市区町村によるこれらの行動を支援するため、国や都道府県、関係事業者が有する観測情報などを「川の防災情報」などにより、報道機関や民間企業への提供・配信などを進めています。
- 当該施策には、観測機器の設置などに関する地域住民の理解や協力が不可欠であり、市区町村や民間企業、地域住民による防災行動計画の策定などを進めるとともに地域住民に観測情報や予報・警報などを理解いただく活動が重要となってきます。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課
河川情報企画室 TEL 03-5253-8446

#24 浸水対策（耐水化・止水壁等）

目的

経済影響の軽減等

根拠法令・計画等

水防法
大規模氾濫減災協議会
（減災に係る取組方針）

支援

予算・税制

下水道浸水被害軽減総合事業
下水道事業費補助
地下街防災推進事業
鉄道施設総合安全対策事業費補助
都市鉄道整備事業費補助
一時避難場所整備緊急促進事業 等
固定資産税の特例措置
（浸水防止用設備）

技術的支援

- 地下街等（大規模工場等）に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き
- 地下街等における浸水防止用設備整備のガイドライン
- 地下街の安心避難対策ガイドライン

施策の内容

概要

- 近年集中豪雨等による浸水被害が多発しており、特に地下街等で浸水が発生した場合は、身体・生命へのリスクが大きく、都市機能・経済活動が機能不全に陥るリスクがあることから、避難確保や浸水防止の取組みが必要です。
- また、大規模工場等についても、浸水時には地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、浸水防止の取組が求められます。



平成15年福岡市での水害



六角川氾濫に伴う油流出

施策の効果

- 浸水被害が想定される地下街及び大規模工場等において、浸水対策として止水板や排水ポンプ等の設置が進められています。



地下への浸水防止対策



工場での浸水対策例
（株式会社佐賀鉄工所HPより）

施策推進のポイント

- 水害は、浸水被害が発生するまでに一定の時間があることが想定されるため、事前対策はもとより、初動対応による応急的な浸水防止措置等を図ることで、被害を軽減できる可能性があります。洪水時等に浸水の防止を図るための計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が有効です。
- 地下街等においては、連続する施設からの浸水により、予期せぬ被害の拡大が生じる可能性があります。このため、地下で連続する施設による関係者間で、利用者の避難や浸水防止に係る計画を作成することが重要です。



地下街、接続ビルの来客を
想定した避難誘導訓練

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室 TEL 03-5253-8460
下水道部 流域管理官 TEL 03-5253-8432

国土交通省 都市局 街路交通施設課
TEL 03-5253-8416

#25 流域治水型災害復旧（遊水地・輪中堤）

目的

災害復旧（洪水氾濫の防止）

根拠法令・計画等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（流域治水型災害復旧）

支援

予算・税制

河川等災害復旧事業

技術的支援

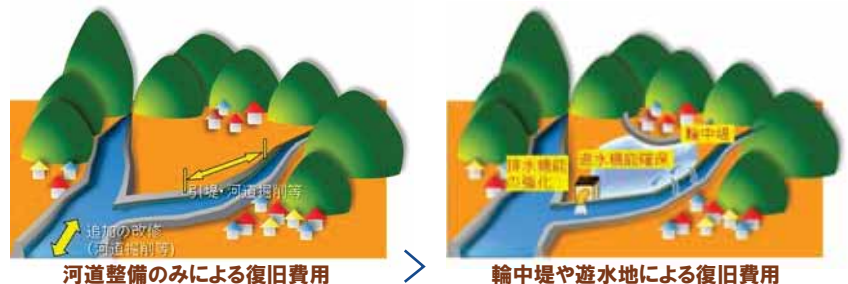
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第3第2「ホ」の運用について
（令和4年5月17日 国水防第23号）
- ・「流域治水型の原形復旧」の運用の実施について
（令和4年5月17日付事務連絡）
- ・災害緊急調査
（本省災害査定官が被災地へ赴き、被災自治体に対し復旧方針・工法等の技術的支援・助言）
- ・事前打合せ
（査定の迅速な処理と現地査定において手戻り等が生じないようにするため、災害査定前に復旧内容等を事前協議）



施策の内容

概要

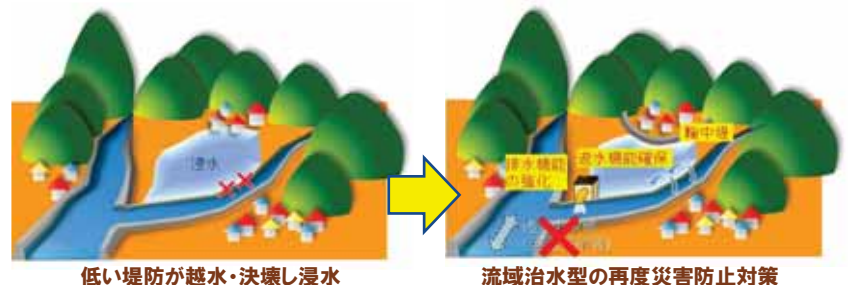
- ・堤防の決壊や越水が発生した場合に、下流の追加対策も含めトータルで国費・総事業費ともに安くなる場合、下流への負荷を抑えつつ、再度災害防止・減災を図る復旧方法として、災害復旧事業において輪中堤や遊水地による復旧が可能です。



⇒公共土木施設災害復旧事業国庫負担法で復旧実施可能

施策の効果

- ・輪中堤や遊水地、排水施設等の整備により遊水機能を確保しつつ、家屋浸水を防御することにより、下流における改修を待つことなく、被災箇所の再度災害防止を実現します。



施策推進のポイント

- ・災害により堤防等が被災した場合、災害復旧事業として流域治水の取組を推進することが可能です。
- ・災害復旧事業（補助）としての国庫負担率（2／3以上）による事業の実施が可能です。
- ・「災害査定時点で河川整備計画又は流域水害対策計画が策定されており、当該箇所における輪中堤又は遊水地の整備内容が記載されていること」が採択要件の1つであるため、平時からの流域治水対策の検討、整備計画等の策定・変更を進めることが重要です。
- ・その他の採択要件について十分に確認することが必要です。なお、要件に合致しない場合においても、改良復旧による手法もあることから、適宜相談をお願いします。

施策に関する問合せ

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL 03-5253-8454

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課
TEL 03-5253-8459



流域治水の推進



流域治水プロジェクト



紹介動画(4分)



特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践

流域治水施策集(令和4年12月)

発行:国土交通省水管理・国土保全局治水課



特定都市河川浸水被害対策法の概要

特定都市河川浸水被害対策法の背景（平成15年施行）

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発

都市部では、平成11、15年の福岡水害、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発
また、一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生

市街化の進展した都市部においては、河道の拡幅、堤防のかさ上げ、洪水調節ダム等の整備による浸水被害の防止が困難

◆市街化の進展

昭和30年代以降の急激な開発により、流域の大部分が市街化された。

～鶴見川の事例～（流域面積：235 km²）

1958年（昭和33年）



市街化率
10%

2000年（平成12年）



市街化率
85%

自然地
市街地

人口：約45万人

自然地
市街地

人口：約184万人

◆市街化による流出増

開発前は雨水は地下に浸透し、河川に流れ込む表流水（地表を流れる水）は抑制されていたが、開発によってコンクリートなどに覆われた不透透域が増大し、短時間に多量の表流水が河川に流入するようになった。



（開発前）



（開発後）

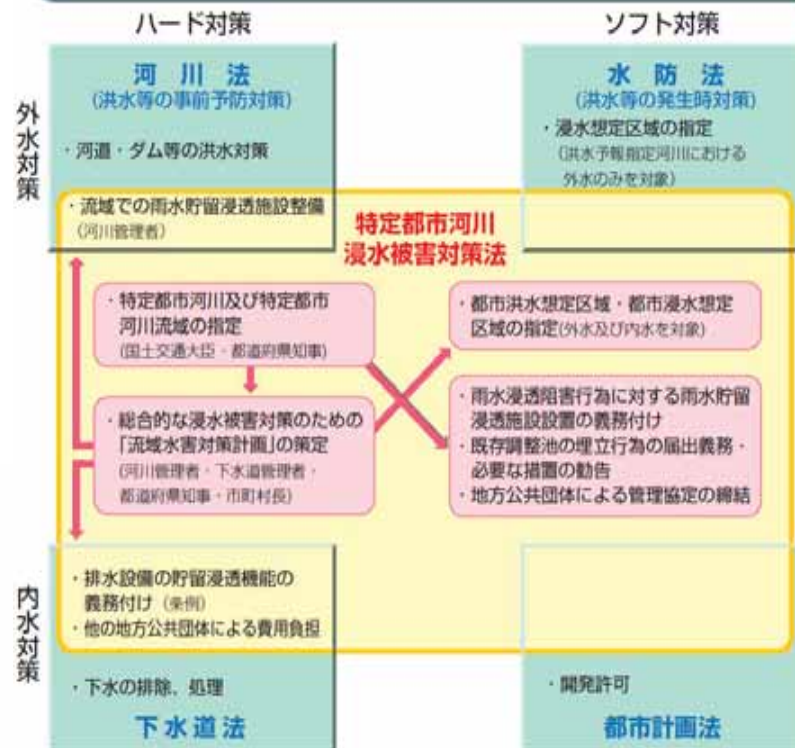
その結果、都市部の河川では、平常時は流量が極端に少ない反面、台風時などに、流域に降った雨水が短時間に集中して流出し、浸水被害が頻発する「都市型水害」が発生するようになった。

都市部の河川流域における新たなスキームによる
一体的な浸水被害対策が必要

特定都市河川浸水被害対策法

（平成15年法律第77号）

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、都市洪水想定区域の指定等、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。



出典：京浜河川事務所パンフレットより抜粋

法改正の背景・必要性

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔 国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応 〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「**流域治水関連法**」の整備が必要



流域治水のイメージ

流域治水関連法（令和3年7月施行、11月施行）

流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化 〔特定都市河川法〕

- ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大
 - 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）
- ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実
 - 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
 - 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

3. 被害対象を減少させるための対策

- ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫 〔特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法〕
 - 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
 - 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進
 - 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 〔河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法〕

- ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）
 - 利水ダム等の事前放流に係る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）制度の創設
 - 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
 - 下水道の樋門等の操作ルールを策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止
- ◆ 流域における雨水貯留対策の強化
 - 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 〔水防法、土砂災害防止法、河川法〕

- ◆ 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- ◆ 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- ◆ 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

特定都市河川浸水被害対策法改正（令和3年11月施行）

特定都市河川の指定要件の見直し

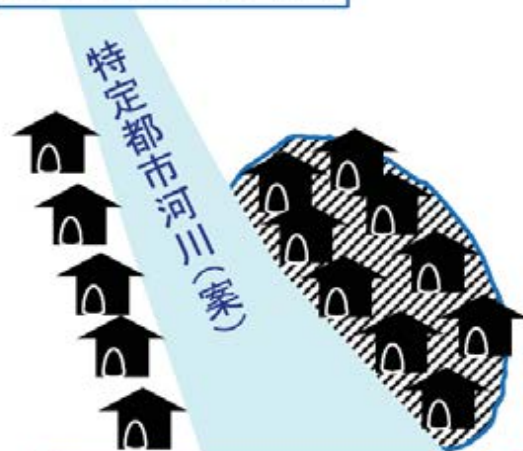
- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。（※）現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

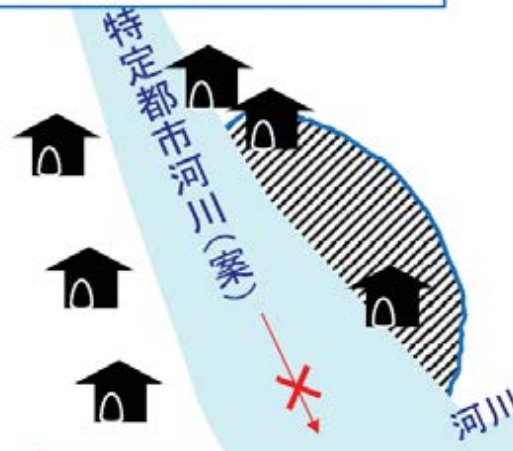
指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

①市街化の進展



家屋連担等により河道拡幅困難

②接続する河川の状況



接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

③周辺地形その他の自然的条件

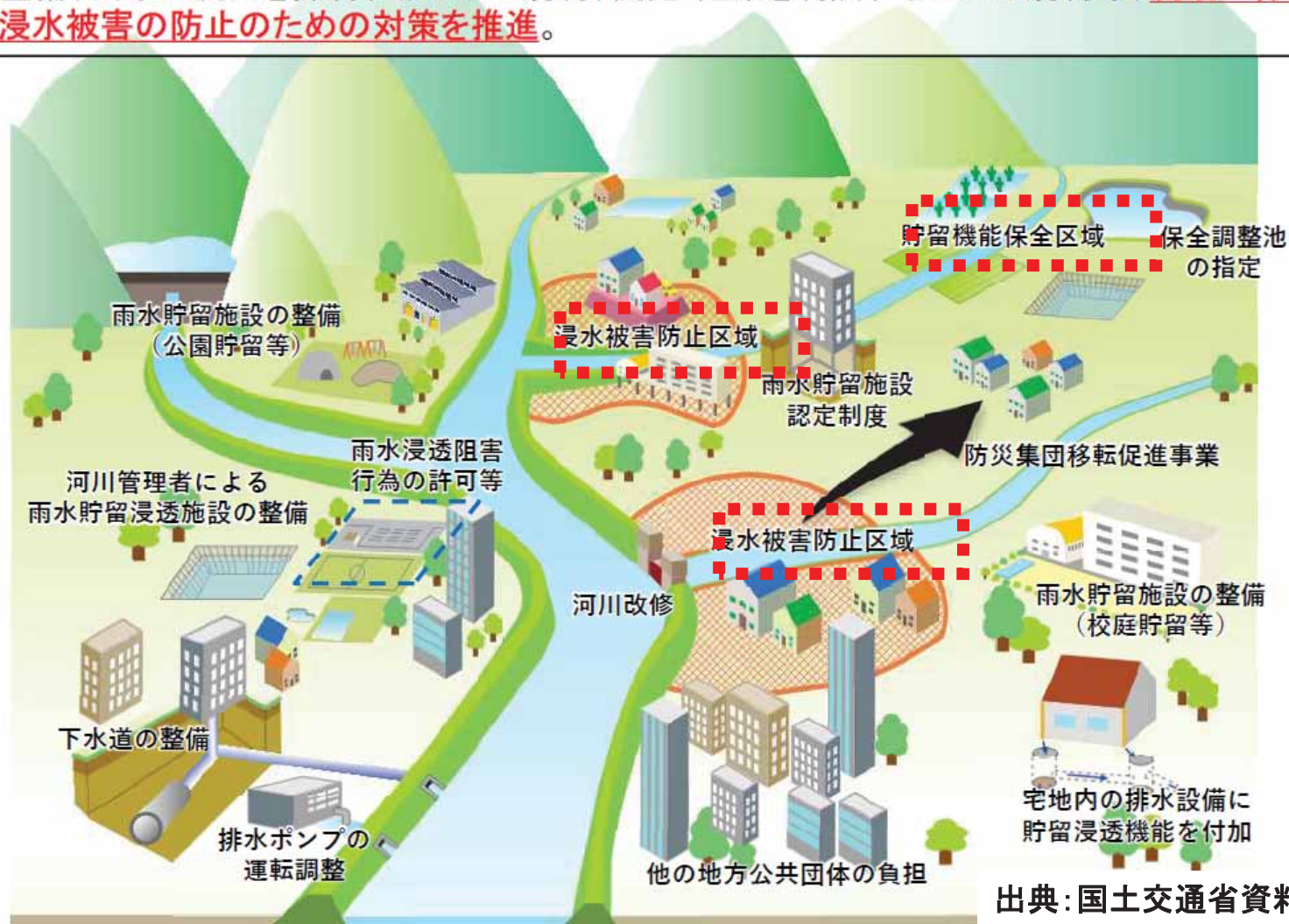


狭隘部により流下困難
その他地質、自然条件等

特定都市河川浸水被害対策法改正（令和3年11月施行）

特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、認定雨水貯留施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、開発・建築を制限するための規制等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進。



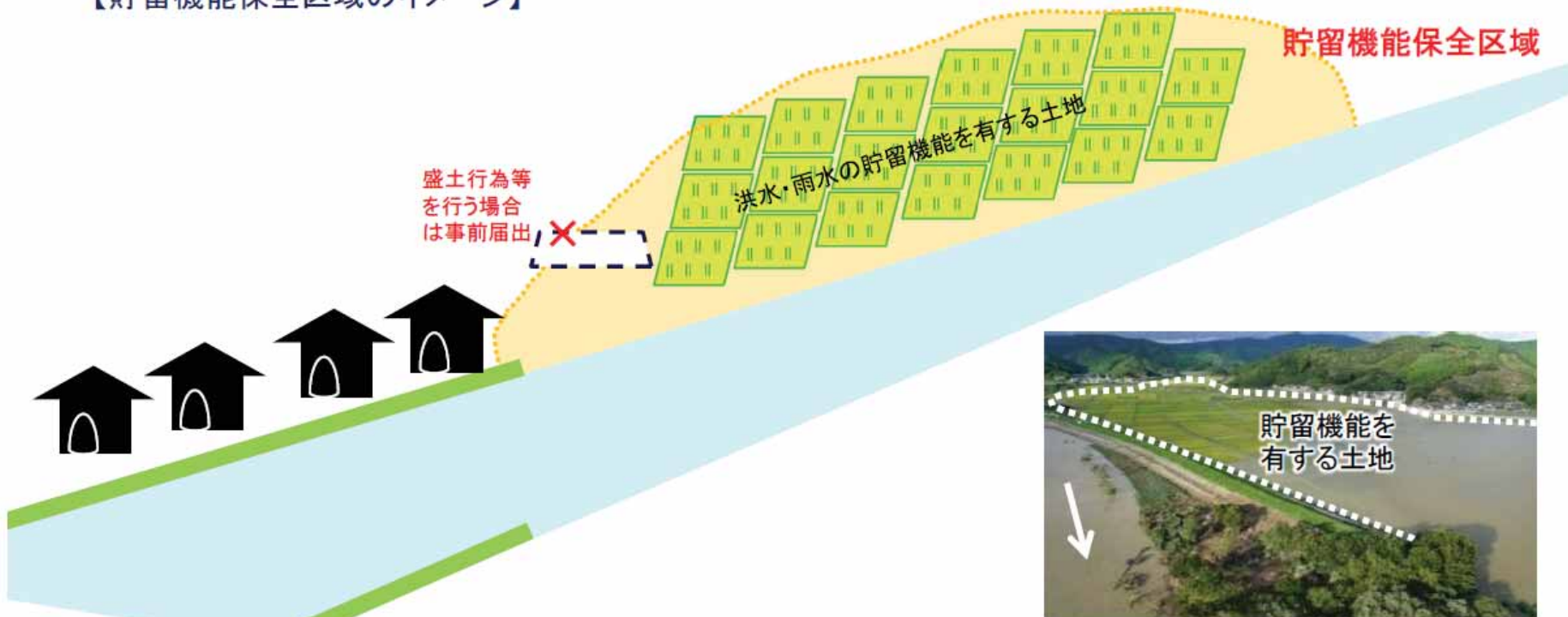
出典：国土交通省資料より抜粋

特定都市河川浸水被害対策法改正（令和3年11月施行）

貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた**浸水の拡大を抑制する効用を保全するため**、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、**都道府県知事等（政令市長、中核市長）**が、市町村長からの意見を聴取し、**土地の所有者の同意**を得た上で、**貯留機能保全区域として指定**することができる。
- 区域内の土地において**盛土、塀の設置**等を実施する場合、事前に都道府県知事等に**届出**しなければならない。都道府県知事等は届出に対して**必要な助言又は勧告**をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

【貯留機能保全区域のイメージ】



出典：国土交通省資料より抜粋

洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

特定都市河川浸水被害対策法改正（令和3年11月施行）

浸水被害防止区域制度の創設

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。**
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

【浸水被害防止区域のイメージ】

